

平成16年 第2回 6月(定例)中間市議会会議録(第2日)

平成16年6月14日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成16年6月14日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 第29号議案 中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
(日程第2 質疑・討論・採決)
- 日程第 3 第30号議案 中間市男女共同参画プラン策定委員会設置条例を廃止する条例
(日程第3 質疑・討論・採決)
- 日程第 4 請願第1号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める請願
(日程第4 趣旨説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(19名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 中家多恵子君 | 2番 山本 慎悟君 |
| 3番 佐々木晴一君 | 4番 植本 種實君 |
| 6番 青木 孝子君 | 7番 久好 勝利君 |
| 8番 杉原 茂雄君 | 9番 岩崎 三次君 |
| 10番 堀田 英雄君 | 11番 井上 久雄君 |
| 12番 湯浅 信弘君 | 13番 掛田るみ子君 |
| 14番 香川 実君 | 15番 上村 武郎君 |
| 16番 岩崎 悟君 | 17番 佐々木正義君 |
| 19番 下川 俊秀君 | 20番 片岡 誠二君 |
| 21番 井上 太一君 | |

欠席議員(1名)

- 18番 米満 一彦君

欠 員 (1 名)

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------------|--------|--------------|--------|
| 市長 | 大島 忠義君 | 助役 | 藤井 紅三君 |
| 収入役 | 中木 陞君 | 教育長 | 船津 春美君 |
| 総務部長 | 柴田 芳夫君 | 市民経済部長 | 貞末 伸作君 |
| 民生部長 | 是永 勝敏君 | 建設部長 | 行徳 幸弘君 |
| 教育部長 | 工藤 輝久君 | 水道局長 | 小南 哲雄君 |
| 市立病院事務長 ... | 上田 献治君 | 消防長 | 小倉 計輝君 |
| 合併問題対策室参事 | | | 田中 茂徳君 |
| 秘書課長 | 田中 久光君 | 企画財政課長 | 牧野 修二君 |
| 総務課長 | 中野 諭君 | 税務課長 | 鳥井 政昭君 |
| 合併問題対策室長 | | | 中村信一郎君 |
| 人権推進課長 | 中村 次春君 | 社会福祉課長 | 伊東 久文君 |
| さくら保育園長 ... | 弓削 稔君 | 介護保険課長 | 成富 隆俊君 |
| 管理課長 | 柎野 広行君 | 土木課長 | 山本 正司君 |
| 指導課長 | 藤原 孝之君 | | |

事務局出席職員職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 局長 勝原 直輝君 | 次長 白子 優一君 |
| 補佐 小田 清人君 | 書記 岡 和訓君 |
| 書記 平川 佳子君 | |

— 般 質 問 (平成16年第2回中間市議会定例会)

平成16年6月14日

NO. 1

| 質 問 者 | 質 問 事 項 ・ 要 旨 | 指 定 答 弁 者 |
|-------|---|-----------|
| 佐々木晴一 | <p>行政改革について 行政改革のための北九州市との合併ならば、定数特例、在任特例のどちらを考えているのかお尋ねします。 三位一体の改革による中間市の減収額の約四億円に対する行政改革として、既に実施した対策とこれから予定している計画をお聞かせ下さい。 職員の人事評価制度の仕組みと人件費削減対策の現状について。</p> <p>危機管理対策について 災害時における危機管理マニュアル作成の有無と図上演習等の実施状況。 消防、警察、病院、自衛隊との協力体制について 災害復旧工事の業者の選定について</p> <p>住民投票の時期について 具体的に何月に実施しますか。</p> | 市 長 |
| 久好勝利 | <p>特定非営利活動法人ふれあいの家青葉園の問題について 本年3月、ふれあいの家青葉園が、介護報酬の不正な請求・受給などを行っていたことが明らかになった。中間市をはじめ介護保険6保険者が刑事告訴に至るまでに調査した数々の不正の内容や、不正発覚後の理事者の対応は、介護を必要とする高齢者を対象にした事業を営む立場とは正反対のものである。市民や関係自治体に重大な被害を与えたことは許されるものではない。それだけに事件の徹底した究明と再発防止策の検討が求められる。次の事柄について市長の見解を伺いたい。 青葉園の件については、内部告発による情報提供から調査が始まったようになってはいるが、何らかの不正があったときに、それが保険者の方で察知できる仕組みになっていないのか、どうなのか。 介護保険事業を健全かつ円滑にすすめるためにも、再発防止に向けた取り組みが求められるが、どのように検討されているのか。</p> | 市 長 |
| 植本種実 | <p>合併について 北九州市との合併に向けて協議が進み「中間区」の設置までが決まりました。合併を推進する私として、また、「中間」の名称を残したい市民として、大変よい事だと思いますが、同時に合併に慎重・反対の市民の方の運動も起きています。合併すると、行政サービスの低下、市民負担の増加を招く、場末になると主張されています。このような主張に対し、市長はどのように説明されていますか。 私は合併論者ですが、市民に犠牲を強いるような弱い者が泣くような合併はしてはならないと思います。言うまでもありませんが、大島市長は中間市民5万人の市長です。市民が喜んで合併に向かうようでありたいと私は思うのですが市長の見解を求めます。</p> <p>NPO法人ふれあいの家青葉園について 5月7日に福岡県警に告訴していますが、経過と内容を説明して下さい。 この告訴について市民の方にどのように説明しましたか。 中間市の被害は約1,300万円だそうです。この額は中間市の調査結果ですか。 利用者をA、事業者をB、行政をCとして「お金」と「事業」の流れを説明して下さい。 青葉園は平成11年から活動しているようです。 事業料の払い込み状況を示して下さい。そして、どこの部分で告訴されたのですか。 名義変えなどの財産隠しが行われているそうです。「返還金の回収に努める」といわれていますが「やり得」になることはありませんか。 財産や備品(車、クーラー、車いす)は、今どうされていますか。 責任の所在はどこにあると思いますか。 再発防止策をお尋ねします。</p> | 市 長 |

| 質 問 者 | 質 問 事 項 ・ 要 旨 | 指 定 答 弁 者 |
|-----------|--|-----------|
| 湯 浅 信 弘 | <p>学校の防犯対策について</p> <p>長崎では児童が児童を殺傷するという痛ましい事件が起りましたが学校内における児童間の事件ではありますが、全国的に学校への不審者が侵入する事件が多発していますが本市の小中学校の防犯対策はどのようになっていますか。お伺いします。</p> | 教育長 |
| | <p>NPO法人ふれあいの家青葉園の介護報酬不正受給事件について</p> <p>介護報酬不正受給に関する報道が大きくなされ、これに関して共産党中間市議会議員が議員辞職するにいたりました。以下二点についてお尋ねします。</p> <p>報道によりますと「青葉園」のずさんな運営はNPO法人の前身ボランティア団体のころから見受けられ、また中間市と同様の不正請求で昨年8月に指定を取り消された大川市のNPO法人は不正請求のやり方を山本代表から習ったと話しています。これらの事柄についての情報などについて、本市では事前にわかっていたのかお伺いします。</p> <p>中間市の被害は1,300万円近くにはのぼるが回収のめどはありますか。また現時点における代表山本逸子名義預貯金通帳の額はいくらありますかお尋ねします。</p> | 市 長 |
| 青 木 孝 子 | <p>合併問題について</p> <p>第3回合併協議会では、北九州市に編入合併する現・中間市の区域を1つの行政区とし、中間区を設置することになりました。合併すると、当面、北九州市中間区となりますが、住民サービスの低下が危惧されます。市長の所見を伺います。</p> | 市 長 |
| | <p>介護保険について</p> <p>中間市は、不正受給をしたNPO法人ふれあいの家青葉園を刑事告訴し、介護報酬返還金1,200万円を求めています。介護保険事業の財政状況について伺います。</p> | |
| | <p>さくら保育園について</p> <p>さくら保育園は、園児定数120名の規模で建設されましたが、園児数170余名で開園し、定員数より大幅に増加しています。その経緯と対応について、所見を伺います。</p> <p>人権のまちづくりセンターについて</p> <p>人権センター設置にあたり、隣保館や岩瀬南町集会所を廃止し、職員は、他の職場に人事異動することになっていたようですが、人権のまちづくりセンター職員の勤務体制について伺います。</p> | |
| 中 家 多 恵 子 | <p>NPO法人ふれあいの家青葉園山本逸子代表理事が介護報酬約1億4千万円の不正受給について</p> <p>中間市は北九州市などと詐欺容疑で5月7日告訴状を福岡県警に提出した。告訴状によると「福岡県警察本部に告訴状を提出する理由」として「被告人が、経営していたのは、介護保険法に基づく指定居宅介護サービス事業所であり、被害にあったのは広範囲の保険者であるため所管の警察署では対応が難しいと判断した」、「被告人は、指定取り消しやそれに伴う不正受給金の返還が避けられないと判断するとすぐさま青葉園の施設を建設するために購入した土地などの保全すべき財産を平成16年3月25日、26日に娘の野呂徳子、息子の山本貴雅に所有権移転の登記を行い、返還を不当に逃れようとするなど悪質であるため告訴に及んだ。」とある。介護報酬不正受給で刑事告訴されたのは全国で初めてといわれ青葉園は詐欺をはたらいたばかりでなくたくさんの市井の人の奉仕や献品等を募り事業を立ち上げている。福祉を食い物にした業者を刑事告訴されたことは当然ですが、保険者としての責任・対応を伺う。</p> | 市 長 |

午前10時00分開議

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。まず、佐々木晴一君。

議員（3番 佐々木晴一君）

おはようございます。私は良政クラブの佐々木晴一でございます。質問通告書に基づき、まず行政改革についてお伺いいたします。

行政改革とは、肥大化、硬直化した行政機構をスリム化し、柔軟な行政機構に再編するとともに、人を減らし、箱物を減らし、経費を削減し、来るべき超高齢化社会においても、よりよき住民サービスの維持と向上を目指す施策でございます。

我が中間市におきましては、この行政改革の最もたる手段といたしまして、北九州との合併という歴史的な決断のこの機会に今遭遇しているわけでございます。そのことゆえに今北九州との間に法定協議会が進行中であり、また住民投票も予定されております。

そこで昨年6月17日の合併促進調査特別委員会の冒頭で、突如、北九州市との合併という方針を打ち出された大島市長にお伺いいたします。

行政改革のための北九州市との合併という意味合いがあるならば、大島市長、個人的な考えといたしまして、この中間市の市会議員の待遇は、合併特例法第6条の定数特例か、あるいは第7条の在任特例かいずれが望ましいと思われませんか、所見をお伺いしたいと思います。

次に、国による三位一体改革が本年度より18年度までの3カ年で実施されることが決定されております。その影響による中間市の減収額は4億円にもなります。税源移譲による増収分を差し引いても3億円の財源不足が生じます。この財源不足に対する行政改革の手段として、今どのような対策が打たれていますか。かつ今後どのような計画が予定されていますかお伺いしたいと思います。

それに関連しまして、中間市の経常経費の実に37%を占める人件費の削減は、行政改革の目玉ともいえる課題でございます。そこで、人事評価制度の仕組みと人件費削減対策について所見をお伺いしたいと思います。

続きまして、危機管理について質問させていただきます。

現在のような梅雨の時期におきましては、とかく大雨や洪水などの災害に見まわれやすいものでございます。現に昨年7月におきましては、豪雨により大事には至らなかったとしても、桜台や七重地区における土砂崩れなどの災害に見まわれております。来る9月1日は「防災の日」を迎えるとともに、国民保護法もできようとしている今日、これから各自治体は有事にも備えていかななくてはならないようになってきます。地域住民の生命、財産、生活を守ること、この危機管理こそ役所の最もたる仕事のひとつと言えるのではないのでしょうか。

そこで、現在中間市の危機管理対策のそのマニュアル有無と、また図上演習等の実施状況をお伺いしたいと思います。また、大規模災害のときにおいて、消防、警察、病院、自衛隊との協力体制が現在どのようにでき上がっているのかお伺いしたいと思います。

また、災害時における災害復旧工事におきまして、この初動における仮復旧工事及び本工事における業者の選定の仕組みについてご説明お願いいたします。

最後に、住民投票についてお伺いいたします。

私がかねてより何度もこの場に立ちまして、住民投票はいつするんですかと尋ねております。そこであえてまた何月に具体的に実施するのですか。

以上、3点について私からの第1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。佐々木晴一議員の行政改革についてのお尋ねの中で、合併問題と住民投票の時期のご質問については、関連がございますので一括してお答えをいたします。

最初に、行政改革のための北九州市合併であるならば、定数特例、在任特例のどちらを考えているのかについてでございますが、議員ご承知のように、本年1月に北九州市・中間市合併協議会が設置をされ、現在まで3回の協議会が開催をされております。4月28日に開催をされました第2回目の協議会においては、合併方式を含む22項目を今後協議していくことが決定をされております。

その協議項目の中に、議員ご質問の北九州市と合併をした場合、議員の身分について在任特例でいくのか、定数特例にするのかといった「議員の定数及び任期の取り扱いについて」の協議項目があり、この件につきましては、そのときに法定協議会の中でどういった取り扱いにするのが議論がなされることになっております。

この議員の定数等の取り扱いについては、全国各地の法定協議会で議論が白熱していることは、新聞報道において承知しているところであります。

ある法定協議会では、行財政の効率化を図るため、定数特例を選択したところもござい

ますし、また一方では、まちづくりの方向性が定まるまで旧市町村の意見を反映させるため、「一定期間、議員として留まるべきだ」などとする理由で在任特例を選択をした法定協議会もあり、さまざまでございます。

今後法定協議会の中で、こういった議論を踏まえ、中間市と北九州市が合併をした場合、どの方法が両市にとって最適であるか検討されていくこととなります。

私は、この法定協議会の委員であります。また副会長の立場でもありますので、各委員のさまざまなご意見を拝聴したいと考えておりますし、協議会での結果を尊重していきたいと考えております。

次に、住民投票の時期について、具体的に何月に実施しますかとの質問についてでございますけれども、住民投票のご質問にお答えをする前に、前の質問でも少し触れましたが、北九州市・中間市合併協議会の進行状況を少し述べさせていただきます。

3月30日の第2回協議会で、今後話し合っていく必要がある、特に住民の生活に影響がある重要な項目として、合併方式を含む22項目を協議項目とすることが決定をされました。これまで3回の法定協議会が開催をされ、合併の区域及び方式、合併の期日、行政区の取り扱い、財産及び公の施設の取り扱い、公共団体等の取り扱い、町・字名の取り扱い、慣行などの取り扱いなど22の協議項目のうち、一部継続審議がありますが、7項目が審議をされ、決定をされております。

この決定されたものについては、「法定協議会だより」で、その都度住民の皆様にお知らせをしているところであります。残された協議項目について、今後法定協議会の中で精力的に議論が進められていくものと考えております。

議員ご質問の住民投票についてですが、住民投票を行う場合、住民が合併の是非を判断できる情報、つまり合併後行政サービスはどうなるのか、将来どういったまちを目指していくのかなど明らかにし、その情報を住民に提供をする必要があります。

この観点から、22の協議項目について法定協議会の議論が尽くされ、その内容を住民が知り得た後に、住民の民意を問う住民投票を実施することが適当であると考えております。

その具体的な時期については、合併協議会の進捗状況により判断をすることになりますが、3月議会で佐々木晴一議員の質問についてお答えいたしましたように、住民が合併についての判断ができる状況、つまり22の協議項目の協議調整が整い、新市の建設計画の内容が概ねでき上がったところと考えているところであります。

この新市建設計画の協議については、8月の第6回協議会で協議をされる予定となっております。

したがって、住民投票につきましては、その協議が整い、住民にその建設計画の内容をお知らせできた後に議会と協議を行いまして、適当な時期に実施したいと考えております。

次に、「国の三位一体の改革」による減収に対する中間市の対策としての行政改革について、既に実施済みの対策及び今後の計画についてのご質問にお答えをいたします。

まず、「国の三位一体の改革」についての当市の減収影響額については、既に議員の皆様方ご承知のように、地方交付税の削減、国庫補助金の見直しなどにより4億1,200万円の減収であり、これに伴う地方への税源移譲として所得譲与税の新設など、1億円の増収は見込まれるものの、大幅な減収の影響が出てくることは避けられない状況であります。

このような減収に対する行政改革の施策といたしましては、既に平成15年度におきまして緊急財政健全化計画を策定をし、経費の削減などを図っております。具体的には、人件費の削減として平成15年1月1日から実施しております四役の報酬カット、管理職手当の減額及び時間外勤務手当の削減などを本年度も引き続き実施しております。

次に、施設の統廃合による改革であります。

今まで市立保育園は2園で運営いたしておりましたが、平成16年4月1日をもちまして統合し、新たに「さくら保育園」として開園いたしております。この統合により、人件費や委託料など維持管理経費の削減が可能となり、その効果額は初年度6,000万円を見込んでおります。将来的には1億円以上の削減効果を見込んでおります。

次に、歳入の市税や使用料などに対する対策でございます。

市税の徴収強化策については、徴収専門の職員として嘱託職員2名を配置をし、夜間徴収の徹底を図るなど、細かな納税指導を行うことにより、市税において平成15年度では1,390万円の徴収効果額で、市税収入に占める割合は0.36%と成果を上げております。

特別会計であります住宅新築資金貸付金の回収については、弁護士等の指導を仰ぎながら、増収を図る努力をいたしているところでございます。

市営住宅の使用料の徴収強化策としては、個別訪問、電話催促等を活用し、4月から5月にかけて徴収強化月間と定め、特に力を入れてまいりました。その結果、現年分については1.6%、額にして94万円、滞納分においては4.5%、額にして111万円の増収となっております。

保育料の徴収強化においても、園児の送迎等を活用し、細やかな徴収に努め、その結果3.6%、額にして376万円の伸びとなっております。このように少しずつではございますが、効果があらわれております。

続きまして、今後の計画については、新たに次の方策を実施することにしております。

まず、人件費の節減については、四役及び管理職手当の削減のみならず、一般職の時間外勤務手当についても、さらに事務事業の効率化を進めて削減を図ることといたします。

また、これにとらわれることなく、新たな方策も検討し、可能な限りの削減に努めたいと考えております。

また、財務会計システムの導入より、予算処理の集約化を図り、少ない人員で最高の効

果が上がるように、人員の配置のみならず、業務の再配分、運用方法の改善、管理体制などの総合的に検討をし、経費の効率化を図りたいと考えております。

徴収強化対策については、弁護士や国税庁との連携はもとより、裁判所を通じて支払い命令など法的措置を実施するなど更なる強化策を検討いたしたいと考えております。

最後に、保育料の改定でございますが、近隣市町と比較をしても、その63%と県下でも最低水準で推移しておりますことから、この保育料の改定につきまして検討いたしてまいりたいと考えております。

このように、国の基本方針2003骨太方針に基づく三位一体改革は、地方に対し非常に厳しいもので、全国の各自治体は大変厳しい財政運営を強いられております。それに対応すべく、市民生活への影響を最小限に抑え、抜本的に行政改革をどのように行っていくのか現在検討中であります。地方財政改革は、国の赤字の地方への転嫁で終わるのではなく、地方の権限と責任を大幅に拡大をし、地方分権を進め、真の地方自治の確立を目指すものであることは十分認識しており、その目的を達成するためにも、引き続き財政改革を行い、財政基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員の人事評価制度のご質問についてお答えをいたします。

本市における人事評価は、入所後6カ月を経過する新規採用職員に対し、それまでの職務成績を検証をし、正式採用するか否かの判断を行うために実施をいたしております。

ご質問の人事評価は、地方公務員法第40条に規定されております定期的な勤務成績の評定実施とその評定の結果に応じた措置のことに推察いたしますが、現実的には当該評価は実施に至っていないのが現状でございます。

社会経済情勢が成長の時代から成熟の時代へと転換をし、組織や給与の総枠が拡大する時代が終焉を迎え、職員の高齢化が進行する一方で、厳しい財政状況を背景に行政改革の推進、定員管理や給与の適正化が緊急の課題となっておりますことから、処遇をより厳格に行う新たな人事管理の制度が求められております。

その一つの手段といたしまして、人事評価の導入は職員の能力を向上させ、組織全体のレベルアップを行い、ひいては住民サービスの向上を図る観点で極めて有効なものであると認識をいたしております。

しかし、この人事評価を導入するためには、この制度が公平・公正かつ透明な制度でなければなりません。具体的には、評価基準、評価方法の明確化や評価結果の開示とその処遇の反映などの一連のシステムが確立しなければ、導入の成果を得ることができないと考えております。

まず、重要なことは、評価システムが効果的に機能をし、すべての職員の評価が適正に行われ、それに基づく評価がいかに客観的、統一的にできるかということでありませぬ。

そのためには、評価者研修、評価者と被評価者の面接の重視、評価項目・評価基準の作成、評価結果の開示、評定方法など各項目を考慮したマニュアルの作成も必要となり、制

度導入のためには多くの課題があるのも事実でございます。

いずれにいたしましても、さきに述べましたとおり、人事評価制度は、職員の資質の向上、組織の活性化、市民サービスの向上を図るうえで大変有効な手段であると認識をいたしておりますので、次期行政改革における新しい人事管理制度の大きな柱として検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、人件費削減対策の現状についてお答えをいたします。

昨今の本市の財政事情を受け、平成14年度から「財政健全化計画」に取り組んでいることにつきましては、議員ご承知のとおりでございます。

さて、具体的削減対策であります。大別して人事院勧告に伴う削減措置に加え、本市独自の対策により対応いたしております。

まず、人事院勧告に基づく削減内容についてご説明を申し上げますと、平成14年度の実績といたしましては、給料平均2.03%、期末手当0.05カ月、配偶者手当2,000円それぞれ削減いたしております。

同じく翌15年度には、給料平均1.07%、一般職の期末手当0.25月、配偶者手当500円それぞれ削減いたしております。

さらに、本市独自の取り組みといたしまして、平成15年1月から3月までの間、特別職三役及び教育長の給料の5%及び平成15年3月期の期末手当0.1月分カットを実施いたしております。平成15年4月以降は、市長及び助役の給料5%、収入役及び教育長の給料2.5%のカットを現在まで継続して実施中であり、加えて平成15年6月期の期末手当0.1月分カットを実施いたしております。

一方、一般職における本市独自の人件費削減の取り組み状況をご説明いたしますと、平成15年1月から部長級におきましては3%、課長級におきましては2%、課長補佐級におきましては1%の管理職手当の削減を継続実施中であるほか、全職員を対象に平成15年度から調整手当の0.5%引き下げ、平成15年6月期の期末手当0.1月分カットを実施いたしております。

以上の取り組みにより、人事院勧告を伴うものとして8,600万円、市独自の取り組みによるものとして6,500万円、合計1億5,100万円の人件費の削減を図っているところでございます。

次に、危機管理対策、災害時における危機管理マニュアルの有無であります。本市では、さまざまな災害の未然防止並びに被害の軽減を目的に災害対策基本法に基づく「地域防災計画」、水防法に基づく「水防計画」を策定をし、災害発生時における初動体制及び情報の収集、伝達、関係機関との連携強化、広域応援体制の充実などを図ってきたところでございます。

今後もこの「地域防災計画」及び「水防計画」を危機管理マニュアルの核として、職員の危機管理意識の高揚と組織の危機管理能力の向上を図ってまいりたい所存であります。

また、図上演習などの実施状況につきましては、先月福岡県主催による芦屋町をモデルとした「災害対策本部設置運営図上訓練」が実施をされ、本市からも防災担当である総務課職員が参加をし、「大規模災害が発生をしてから72時間程度の間を生じるさまざまな事態を想定をした図上訓練」が行われました。

そこで、「地域防災計画」をもとにした初動体制の確立から関係機関への連絡、調整、避難対策、災害弱者支援などを実施をする上での課題や問題点を自由討論型で話し合い、解決していくという手順で行われ、本市の防災行政の推進に大変有意義であったとの報告を受けております。今後とも市民の生命、財産を守るため、自然災害をはじめ、さまざまな危機を想定をした訓練の実施に向け、関係機関との更なる連携、協調を図ってまいりたいと考えております。

次に、消防、警察、病院、自衛隊との協力体制についてお答えをいたします。

防災活動を的確かつ円滑に実施をするために、関係機関との緊密な連携を図ることは非常に重要であります。本市の地域防災計画におきましても、災害対策本部の組織に消防長を副本部長とし、火災現場における消防活動や罹災者の救助及び救急活動、危険物の防災対策などを行うよう規定されております。また、市立病院は医療班として災害時における災害拠点病院としての役割を担うもので、医療救援については、遠賀中間医師会と協議調整をし、衛生救護班、医療班、市内医療機関などと連携をし、医療部隊を編成して行います。警察には、災害時における住民の身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持に当たるよう折尾警察署と警備体制や方法について緊密な連携のもとに被害者の救出、交通規制や緊急交通の確保、被災地の警戒などを行います。

また、自衛隊との連携につきましては、毎年国土交通省の主催により行われております「遠賀川水系水防演習」の際、自衛隊も演習に参加をし、水防団とともに協力をし、さまざまな訓練を行っているところでございます。災害時の自衛隊への派遣要請につきましては、人命または財産保護のため緊急を要し、かつ消防団員等では対処することが困難であるときなど、自衛隊の派遣以外にその方法がないときには、原則として、市長がまず県知事に対して自衛隊派遣要請の依頼を行い、次に県知事から自衛隊に対して要請をいたします。

以上、簡単ですが、市と各機関との協力体制についてお答えをいたしましたが、さらに各機関においては、それぞれの関係団体との連携をとる必要があるのは言うまでもありません。また、このような協力体制は日ごろから各機関が相互に連絡を密にすることが必要であり、災害発生時においてそれぞれの機関から入手した情報については、関係機関が相互に情報を共有していくことが不可欠であります。特に消防、警察等の実働組織は、現場対応を適切に行うために相互に連携を図るとともに、必要な情報を共有しておくことが肝要であるかと思います。

次に、災害復旧工事の業者の選定についてお答えをいたします。

まず、災害事故の初期における対策といたしましては、現状回復までの仮復旧工事を行い、交通障害等の除去など市民生活の確保を行うとともに、二次災害の防止に最大限努めるものであります。

本市の工事業者の選定につきましては、原則として指名登録を行った業者の中から入札により決定しておりますが、災害という緊急時においては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約により業者に工事を発注いたしております。その際の業者の選定につきましては、迅速かつ的確な対応を最優先とし、業者の選定に当たるものですが、これに加え技術力、機動力、過去の実績及び地域性を考慮し、本市の指名登録業者の中より選定いたしております。

いずれにいたしましても、災害という緊急性を優先をし、仮復旧工事を行うものでありまして、この仮復旧工事が完了し、本復旧工事を行う際には、原則どおり入札により業者を選定をいたしております。

議長（杉原 茂雄君）

佐々木晴一君。

議員（3番 佐々木晴一君）

私の今回の質問項目がたくさんあり過ぎたのかもしりませんが、答弁が30分近くあったということは、この答弁においてひとつ問題があるんじゃないかと思っています。私も再質問でさまざま準備しておりましたけども、もうあとわずかしかがございますので、この再質問の内容は改めて次の9月議会へと持ち越していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

.....
議長（杉原 茂雄君）

次に、久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

特定非営利活動法人ふれあいの家青葉園の問題について質問します。

本年3月、青葉園が介護報酬の不正な請求、受給などを行っていたことが明らかになり、中間市をはじめ、北九州市、直方市、飯塚市、宗像市、広域連合の介護保険6保険者共同による福岡県警への刑事告訴が5月7日に行われました。

刑事告訴に至るまでに福岡県介護保険課が調査した数々の不正の内容や不正発覚後の理事者の対応は、介護を必要とする高齢者を対象にした事業を営む立場とは正反対のものであり、市民や関係自治体に重大な被害を与えたことは許されないことです。

青葉園は、中間市の市会議員で日本共産党市議団に所属していた山本貴雅氏の親族が代表理事と理事を務めていました。山本氏本人から今回の出来事は、自分の親族などが起こしたこととはいえ、法人に対し労務を提供していたこともあり、道義的責任を痛感している。中間市議会議員を辞職したいと申し出があり、共産党市議団はこれを了承し、4月

26日、議員辞職願を議長に提出したところであります。

市民の皆さんから選ばれた市議会議員がその任務を全うすることなく、任期中に辞職する事態に至ったことにつきまして、市民の皆さんに心からお詫び申し上げます。

来年の制度見直しに向けて、介護保険事業におけるこのような不正を防止するための必要な改善を図ることは、中間市だけでなく、全国共通の課題となっております。日本共産党市議団は、青葉園問題から教訓を引き出し、誰もが安心して利用できる介護保険制度に改善するために、全力を尽くします。

さて、福岡県の介護保険課指導係が青葉園について調査した資料によると、青葉園が運営していた6つの事業所に共通した不正の内容としては、介護保険給付への架空請求、水増し請求が行われていたこと。実際に勤務していない職員が勤務しているかのような出勤簿を作成するなど、多くの書類を改ざんしていたこと。ケアプランのないまま不適正なサービス提供を行い、介護報酬を請求していたこと。不正にかかわる利用者から1割相当額の利用者負担を徴収していなかったこと。などとなっております。

そのほかにも介護保険事業の趣旨に反するさまざまな不正が行われていたようであります。青葉園の件については、元従業員の内部告発による情報提供から調査が始まったようですが、何らかの不正があったときに、それが保険者の方で察知できる仕組みになっていないのかどうか伺います。

介護保険事業が始まって、介護の制度が措置から保険に切りかえられました。所得の低い世帯では、保険料の滞納、あるいは利用料負担に耐えられず、介護サービスを受けない、またはサービスの量を減らすなど、保険料、利用料負担の重さが問題になっていきます。

それだけに事業運営に当たっては、安心して必要な介護サービスが受けられる態勢と不正のない事業運営が求められるところです。介護保険事業を健全かつ円滑に進めるために、再発防止に向けた取り組みをどのように検討されているのか伺いまして、1回目の質問を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

久好勝利議員の特定非営利活動法人ふれあいの家、青葉園の介護報酬の請求、受給の問題について、青葉園の件については、内部告発による情報提供から調査が始まっているようになっているが、何らかの不正があったときに、それが保険者の方で察知できる仕組みになっていないのかどうかとの質問にお答えをいたします。

今回の特定非営利活動法人ふれあいの家青葉園が介護報酬を不正に受給し、福岡県から介護保険の事業所指定取り消しを受けた経過は、昨年6月に当該法人の元従業員が事業者の不正について北九州市に情報提供があり、その情報をもとに福岡県が8月、9月に実地指導を行い、その後利用者、元従業員、現従業員の事情聴取及び書類審査を行い、最終的

に今年の2月に監査を実施をし、不正を確認したものです。

不正をチェックする仕組みとしては、保険という制度では、本来保険者は被保険者が保険を利用した場合、被保険者からの保険請求に対し、そのサービスが適当と認められれば、現物給付を行うという償還払い方式ですが、介護保険では、介護保険法で規定をされているとおり、介護保険のサービスは原則として現物給付として行われています。すなわち、サービス事業所はサービス提供時に費用の1割などの定められた利用料を徴収をし、保険給付となる費用を保険者が審査支払いを委託をした、国保連合会に請求をして直接支払いを受けます。

詳しく説明しますと、介護保険の認定者がサービスを受ける場合、まず居宅介護支援事業者と契約を結び、その事業所に属するケアマネージャーがどのようなサービスをいつ、どこで、どのくらい、だれから受けるかなどのケアプランを作成いたします。このプランができると、そのプランに沿ったサービスが実際にきちんと入るように指定居宅サービス事業者に依頼をいたします。

依頼を受けた指定居宅サービス事業者は、利用者と契約を結び、ケアプランに沿ったサービス提供を行います。ケアマネージャーは、保険対象サービスについて月単位で実績管理を行い、その結果を給付管理表として国保連合会に提出をいたします。利用者、家族に対しても給付管理との関係で月ごとに居宅サービス計画の内容を説明いたします。

このため各サービスの提供時間帯、内容、事業所名を記載をしたサービス利用票別表が月単位で作成されます。また、サービスを担当する事業所には、サービス提供票とサービス提供票別表を交付をいたします。事業所はサービス提供票に基づきサービスを実施し、提供票別表に基づき、利用者負担の徴収と国保連合会への請求を行います。

国保連合会では、個々のサービス事業者から出された介護給付費などの審査支払いを行うときに、居宅介護支援事業所によるサービスの実績管理との突き合わせを行います。

また、指定居宅介護支援などの事業の人員及び運営に関する基準、いわゆる指定基準第16条で、ケアマネージャーは偽り、その他不正の行為によって保険給付の支給を受け、または受けようとしたときは遅滞なく、意見を付して、市町村に通知しなければならないと規定されているため、不正を把握したケアマネージャーは、保険者に通知をする義務を負っております。通常は以上のような仕組みで不正受給を防いでいます。

そのほかに介護保険法第23条に「市町村は、保険給付に関して必要があるときは、文書、その他の物件の提出、若しくは提示を求め、若しくは依頼をし、又は担当職員に質問、若しくは照会をさせることができる」と規定をされているため、保険者はサービス提供内容等に何らかの疑義がある場合には、文書などの提出を求め、不正受給であることが判明をした場合には、福岡県にその情報提供を行っています。

次に、介護保険事業を健全かつ円滑に進めるためにも、再発防止に向けた取り組みが求められるが、どのように検討されているのかとのご質問にお答えをいたします。

中間市では、国の補助事業を利用し、昨年度から介護給付費の適正化対策を行っています。その内容は、介護保険法第23条に基づき、居宅介護支援事業所に居宅サービスを受けている人全員のケアプランを提出をさせ、ケアマネージャーの資格を持つ嘱託職員1名と保健師1名の合計2名で、自立支援につながらないケアプランの抽出やサービス内容が自立支援に資するものとなっているか、不適切な部分がないかなどのチェックを行い、不適切な部分がある場合はケアマネージャーやサービス事業者に対し、指導を行っております。その中で悪質である場合や指導に従わない場合は、福岡県に通告を行っております。

さらに、介護保険の申請時や更新時に訪問調査を行っていますが、その際に現在受けているサービスの内容が適切なのかなども調査をし、報告させるようにいたしております。

また、ケアマネージャーの資質向上のため、5月31日に研修会を行い、その中で今回の事件の説明を行うとともに、不正にかかわる情報提供の依頼なども行いました。

しかし、居宅介護サービスを受給している人は、今年の3月末で1,242名もいるため、毎月1,200名余りのケアプランをチェックし、指導することは、現体制では限界があり、そのチェック体制の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

青葉園については、資格を持たない人が多い、あるいは働く人の入れ替わりが激しいなど、かなり以前から介護の仕事に従事する人たちの中で悪い噂が立っていたようであります。事業所6カ所のうち3カ所は中間市内にあり、代表理事も中間市に居住していることから考えますと、中間市の介護保険課が事業所の実態をいち早く把握できる立場にあったのではないかとおもわれますが、この件については、元従業員の情報提供があるまでわからなかったのかどうか伺います。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部長の方からお答えをさせます。

議長（杉原 茂雄君）

是永民生部長。

民生部長（是永 勝敏君）

お答えします。

確かに今回の青葉園は、北九州市からの情報提供でございました。中間市は、一応こういったケアプランのチェックというのを制度開始からやっております。今までそういったケアプランの事業者、居宅介護支援事業者に対していろいろと指導をやってきておるところでございますけれど、もちろんこの青葉園についても一応指導も何度かやってきており

ますが、いわゆるそういったケアマネージャーの方からのいろいろケアプランの提出とかいった部分をこちらの方から依頼するんでございますけれど、なかなかそういったものが我々の方に届かないといったところが過去の経緯でございます。

それで、こういったいわゆるサービスを受けてるかどうかというのを、やっぱりそういう確認というのが非常にいわゆる立証する部分が、時間をかけて慎重にかつ慎重に対応していかなきゃいけないといったところで、それと事実関係を把握するにはかなりの時間がかかったというところでございます、青葉園だけじゃございません。ほかの居宅介護支援事業所についてもそういった指導をやってきておりますし、やっぱり今後も強化していかなきゃいけないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

青葉園については、不審なことがあったと、そしてまたそれを察知していたということでもありますならば、先ほど市長も答弁の中で出しておりました介護保険法第23条、市町村は保険給付に関して、必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者または当該保険給付にかかわる居宅サービス、居宅介護支援、若しくは施設サービスを担当する者に対して、文書、その他の物件の提出、若しくは提示を求めることができ、質問することもできるということになっております。

ですから、そういったことで対応していれば、もう少し早くこの件についてもいろいろと内容がわかっていたのではないかと思われませんが、今の答弁を聞いておりますと、ほとんどそれらしきことはしていないという具合に感じるわけですけど、そういったことでいいんですか。

議長（杉原 茂雄君）

是永民生部長。

民生部長（是永 勝敏君）

一応そういった経緯でやっておりますけど、最終的には福岡県の方にはそういった情報提供をしております。やっておりますけど、県の介護保険課の方が実際実施計算するまでには、やはりそれなりの時間がかかったということでございますので、そういった情報等が察知できれば、当然保険者として調査、監査の権限があります県の方にそういった情報の提供は随時しております。

以上でございます。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

今答弁がありましたけれど、確かに介護保険法によると保険者の権限というのは非常に限られたもので、指導などするといえは県の仕事になるわけです。ですから、この件についてですけれど、確かに今回の青葉園、事業所が6カ所あるとはいっても、小さな事業所、それが介護保険の制度が始まってから僅か4年の間に、1億4,000万円にも上る多額の不正受給を行っていたということ、これが特養などの施設介護であれば2年に1回の監査が入ります。

ところが居宅の事業所は監査がありません。また、国保連合会の苦情処理センターで電算の画面でチェックしているようですが、これでもなかなか不正の発見ということになると難しいようであります。

本来介護という社会福祉の仕事の性格からして、不正があってはならないことですが、何らかの不正があったときに、それがわかるような仕組みになっていないのかどうか。介護保険法第5条、国及び都道府県の責務では、都道府県は介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように必要な指導及び適切な援助を行わなければならない、このようになっています。事業所などに常に目を配り、指導していれば、ここまで金額が膨れ上がる前に分かっていたのではないかと思います。

そこで、指導体制がどのようになっているのか、県の介護保険課指導係に聞いたところ、介護保険課指導係の職員は、平成14年度までは4名、15年度で7名、現在8名ということでした。県内に5,000カ所を超える介護保険にかかわる事業所があり、県が指導、援助に入るのは年間100事業所ぐらいということであります。

この人数では精一杯かと思われませんが、これでは介護保険法にある指導等が適切にできないことは明らかです。県が持っている事業所に対する実態調査、あるいは指導等の権限の一部を保険者に委譲することができるように、制度の改善を国に求めるべきではないかと思いますが、その点市長はどうでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

いま久好議員が言われましたように、この6月6日の日に全国市長会がございまして、その中で全国各都道府県も同じような悩みを抱えているようでございまして、厚生労働省に緊急の決議案ということで、以下の点を付して改善を求めるといふことにしております。

ちょっと簡単ですから読み上げますけれども、現時点において都道府県におけるサービス事業者に対する指導、監督が十分に行われているとは言い難いことから、その機能強化を図るとともに、サービスの質の確保、利用者保護の重要性等にかんがみ、都道府県と同程度の調査権限を保険者にも付与し、都道府県と保険者である市町村との連携をする仕組みを確保、確立をする必要があると、そのように全会一致で決めさせていただいたところでございまして、したがって、先ほど久好議員の方から言われましたように、確かに都道

府県から各市町村に事務事業がおりるっていうのは、決してやぶさかじゃないわけですが、仕事だけおりて人が……そういった問題等もございませうけれども、中間市としてはご説明の中で、答弁の中で申し上げましたように、嘱託1人とそれから保健師さんが1人っていうことでございませうで、行政改革との兼ね合いありますけれども、また専門の嘱託職員等々の増員も含めて、今後も検討をしなければならないのじゃないかなと、そう思っているところでございませう。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

この種の事件は、全国的にかなり多いようで、それなりに全国市長会でもそのことが問題にされたかと思えます。ですから、まず全国市長会を通じてでも強力にその点働きかけをしていただきたいのと、全国の市町村の中には、自分のところでこのような問題が起こったということで、それが法律の不備からきているという場合においては、この点を改善してもらいたいというような意見を直接関係省庁に上げている方もおられます。ですから、大島市長にあっても、そのようなことも検討していただきたいと思えます。

それと国は、介護保険適正化対策費、これを平成15年度から予算化しております。福岡県には今年度で1億3,000万円配分予定で、県内の各保険者から約2億円の申請が出ていると聞き及んでおります。中間市として適正化対策のためにどのような事業計画を立て、そのための予算としてどれくらいの要求をし、どのような事業を検討されているのか、また市独自でどのような対策を検討しているのか、その点を伺いたいと思えます。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部長の方からお答えさせます。

議長（杉原 茂雄君）

是永民生部長。

民生部長（是永 勝敏君）

お答えします。

介護給付費の適正化事業でございませうけれど、これは答弁に書いておりますように昨年度、平成15年度からの事業でございませう。で、中間市は一応この事業を、適正化事業を実施しておりますが、予算的には昨年度は約600万円でございます。で、本年度は一応今申請をやっておるところでございませうが、国の予算等もございませうして、今年度は一応その半分の約300万円でございます。

これは、国の補助事業にのった適正化事業ということでございませうけれど、市独自の適正化については、この適正化事業の入る前に既に本市の場合はケアプランチェックをやっ

ております。それは、そのまま継続しながら、こういった国の適正化事業も一緒に兼ねてやっていきたいという考えでございます。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

この介護保険の適正化対策費、これが昨年始まりまして、そのときは福岡県に3億円配分されて、今年度1億3,000万円ということから考えますと、昨年度600万円、今年度300万円の要求というのも妥当なところかと思えます。それで、ケアプランの件について、担当部長の方から今答弁がありましたけれども、これは県が監査をし、また不正を摘発したという中にケアプランのないまま、不適正なサービス提供を行い、請求していたということが上げられておるわけです。

ですから、今後中間市ではケアプランを確認するということですから、このようなケアプランのないままサービス提供を行うということについては、中間市ではなくなるという具合に考えていかどうか、どうでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

是永民生部長。

民生部長（是永 勝敏君）

そのようなことがないように最大限努力していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

そのケアプランですけど、表1から8まであって、事業者の自主管理になっているというものが多そうですね。ですから、なかなかケアプランについては、保険者も見ることができないような状況があったかと思えます。

青葉園の場合はケアプランがないといいましても、7表だけは保険給付に欠かせないということで、これはつくられて提出されております。

不正防止のためには、ケアマネージャーの公正、中立の確保が求められるのではないのでしょうか、それで今回のケアマネージャーがどのようなケアプランを作成していたのかということになりますけれども、事業所に従属するような立場にあるということから、事業所の意向に沿ったケアプランの作成ということとどまっていたのではないかと思います。

ですから、今後ケアマネージャーの公正、中立性の確保、そのための必要な制度の改善、これを国に求めるべきではないかと思いますが、その点市長どうでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

もともとNPOというその事業の中で、この介護保険、この青葉園の問題が根本的にあるわけでございまして、悪用っていうのですか、そういうことをしなければ、この問題ってというのは起きなかったわけでございまして、やっぱり保険給付、保険事業ってというのは、お互いに信頼関係の中でやっぱり構築をされていると、そのことは忘れるべきじゃ僕はないと思っているわけでございます。

したがって、県の監査がそういう以前にやっぱり各事業者がきちんとした運営をするっていうのがまず第一前提でございまして、今回も中間市があえて刑事告発、これは中間市だけじゃなくて、6保険者が告発までしたということは、ある面では全国発信をして、こういうことがよそにもあっちゃいかんという、そういう思いでの告発をしたわけでございますんで、まず前提は5月31日の日にケアマネージャー等々を集めて研修をさせていただきましたけれども、これも久好議員が言われるように中立、公正性っていうんですか、そういうものがまず前提にすべてあって、それから全体が動くと、こういうことじゃなかるうかと思っております。

したがって、中間市としても今後もこういうことがないように、今までも職員を含めて一生懸命になってやってるわけですけれども、結局相手がさらに巧妙だった、そういうことにもう収れんされるんじゃないかなあと、そう思っておりますが、こういうことがないようにこれからも一生懸命になって頑張っていきたいと、このように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

確かにこのような介護保険をめぐる不正事件が起こること自体問題なんですけど、国がこの介護保険制度を最初導入しようとしたときに、その中の一つには新規事業をこれによって立ち上げることができるというようなことで、新しい事業の参入を促したわけです。

ですから、事業参入をしていくということになりますと、それなりの利益確保ということになってこうかと思えます。

ところがなかなかその利益も上がらないということになれば、結局は不正ということになるうかと思うわけですけれども、今後このようなことのないように制度を充実させていくということが求められるかと思えます。

それと介護保険での市民からの相談、こういったことは介護保険課の窓口で受けております。しかし、これは相談のほとんどが保険料、利用料にかかわるものではないかと思えます。それで、介護保険の事業者を含めて、事業に直接携わる人たちの悩み、苦情などの相談を受けるところがあるのかどうか、その点伺いたいと思うんですが。

議長（杉原 茂雄君）

是永民生部長。

民生部長（是永 勝敏君）

居宅介護支援事業者なり、介護サービス事業者のそういった悩み事とかいう部分については、それぞれの方が窓口に来られたときに現場でのいろんな苦労話とかいった部分については、担当の方がお聞きしておるといような状況で、そういった方々をあえて集めてお話すっていうことは今のところ考えておりませんし、今度そういった方々に対して今度は実際そういう研修会等に出てくる場合は、かなりやっぱりなかなか出にくいといった部分もあるようでございますので、保険者の方でそういった方々についての特別に集めて、そういったお話を聞くっていうことは、今のところは予定しておりません。

以上でございます。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

この件についても県の方に聞いてみたんですが、以前は匿名でいろいろと通報があったと。ところが最近になりますと、もうこれ以上黙っておれないということから、もう自分の名前もはっきりさせた上での通報に変わりつつあるというのが実態のようです。

そこで介護保険の事業者、あるいはその事業に携わっている方々については、このような特に事業所内におられる方、事業者というよりも、そういった方々については、このことを公にすることによって、自分の仕事の保全といいますか、首切りの対象になるとかというようなことにもなりかねないことですから、なかなかそう簡単に表には出せないかと思えます。

そういったことから、介護保険に関するさまざまな苦情、受付を行う第三者機関によるオンブズパーソン制度を設けることによって、これらの問題の解決の一助になるのではないかとと思いますが、その点どうでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当の部長の方からお答えさせます。

議長（杉原 茂雄君）

是永民生部長。

民生部長（是永 勝敏君）

第三者評価機関としてのオンブズパーソン制度でございますけれど、実際オンブズパーソン制度を仮にやったと、行ったとしても、いわゆる保険者の方に直接そういった意見が上がってくるちゅうのは、かなり時間がかかるというふうに聞いておりますし、我々としては被保険者なりの声がリアルタイムに聞かれるように、直接やっぱり保険者方にそい

ったものを、声を聞こうということで、今のところはそういったオンブズパーソン制度とかいう部分については、検討しておりません。

以上でございます。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

被保険者の声を直接保険者が聞くというのは、これ当然のことです。しかしながら、今回のような事件が起こって、それもなかなか内容については把握することができなかったということですから、今後オンブズパーソン制度なりもっと何か事業所の内容まで含めてわかるような制度に、国にも改善を求めるとともに、市としても、そこら辺の先ほどかなり人減らしの話もあっていましたけれども、人を減らせばいいというもんじゃないから、仕事をする上でそれなりの人員はしっかり確保をして、この事業が適正に行われるように特に市長に求めて質問を終わります。

.....
議長（杉原 茂雄君）

次に、植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

良政クラブの植本種實でございます。一般質問させていただきます。まず、合併についてでございます。

北九州との合併に向けて協議が進み、「中間区」の設置が決まりました。合併を推進する私として、また「中間」の名称を残したい市民として、大変よいことだと思いますが、同時に合併に慎重、反対派の市民の方の運動も起きています。合併すると行政サービスの低下、市民負担の増加を招く、場末になると主張されています。このような主張に対し、市長はどのように説明されていますか。

私は合併推進論者ですが、市民に犠牲を強いるような弱い者が泣くような合併はしてはならないと思います。言うまでもありませんが、大島市長は中間5万市民の市長です。市民が喜んで合併に向かうようでありたいと私は思うのですが、市長の見解を求めます。

次に、NPO法人ふれあいの家青葉園について質問いたします。

- 1、5月7日に福岡県警に告訴していますが、経過と内容を説明してください。
- 2、この告訴について市民の方にはどのように説明しましたか。
- 3、中間市の被害は約1,300万円だそうですが、この額は中間市の調査結果ですか。
- 4、利用者をA、事業者をB、行政をCとして、「お金」と「事業」の流れを説明してください。
- 5、青葉園は平成11年から活動しているそうです。事業料の払い込み状況を示してください。そしてどの部分で告訴されたのですか。

6、名義書き変えなどの財産隠しが行われているそうです。「返還金の回収に努める」と言われていますが、「やり得」になることはありませんか。

7、財産や備品は今どうされていますか。

8、責任の所在はどこにあると思われますか。

9、再発防止をお尋ねいたします。

以上でございます。どうぞ。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

合併についての植本議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず、合併すると行政サービスが低下、市民負担が増加をするのではないかとのご指摘についてでございますが、多くの法定協議会ではサービスは高い方に、負担は軽い方にを基本に調整が図られているようであります。

中間市と北九州市との第1回目の合併協議会が本年1月25日に開催をされ、現在まで3回開催されております。第2回目の協議会では、合併の方式については編入合併方式を採用することが決定をされました。

このことから、さまざまな制度や仕組みは、原則的には北九州市の制度を基本的に調整していくことになり、ほとんどの制度は編入する側の北九州市にならうことになります。

したがって、上下水道やごみ収集などの行政サービスは、北九州市の制度にあわせていくことを基本に、協議、調整されていくことになります。

確かに個々の行政サービスを見れば、中間市の方が高いサービスもあれば、逆に北九州市の方が高いサービスもあり、さまざまでございますが、サービスの全体を見てどうなのかといった総合的な視点で考えていくことも大事ではないかと思っております。

いずれにいたしましても、今後の行政サービスについては法定協議会の中で議論されることになります。

次に、場末になるのではとのご指摘ですが、合併後の中間地域のまちづくりについては、新市の建設計画の専門部会を設置をし、現在検討されております。この建設計画の中で将来北九州市の中でどのような役割を担うのか、またどのようなまちづくりを目指していくのかを、今後法定協議会の場で議論をされ決定をされます。

先の3月議会で佐々木晴一議員にもお答えをいたしました。中間地域が将来北九州市の端ではなく、八幡西区、遠賀郡、直鞍地区を含めた中心地として発展していくことを願っておりますし、この新市建設計画がこれらを反映されたものになるように、合併協議会で他の委員さんともども、中間市の思いを述べさせていただきたいと考えております。

次に、市民に犠牲を強いような、弱い者が泣くような合併をしてはならない、市民が喜んで合併に向かうような合併でありたいとのご質問ですが、私も議員と全く同じ気持ち

であります。合併は、合併することにより、行財政基盤を強化をし、効率的な行財政運営を行い、行政サービスの維持、向上を図ろうとするものであります。

合併については、今までの議会において「なぜ合併を」というご質問がありましたので、繰り返しの答弁となりますが、ご承知のように市町村を取り巻く環境の厳しさにあります。

地方自治体の主な財源であります地方交付税の削減や、景気低迷などによる地方税収入の減収、少子高齢化の進展による人口減少と福祉施策の増加、環境問題などの広域行政への対応、行政ニーズの増加並びに多様化、高度化など行政を取り巻く環境は厳しいものがございます。

こういった状況を踏まえると、私は中間市が単独行政で将来にわたって行政サービスを維持、向上させることは難しいのではないかと、このままでは将来行政サービスの低下を招き、住民の皆さんが不安を感じるようになるのではないかとその思いを持つものであります。この機会に北九州市と合併をして、その財政力や高度な行政施策を活用し、中間地域の更なる活性化につなげたいとの思いでありました。

今この合併については、法定協議会においてさまざまな問題について議論がなされております。議員ご指摘のように、市民に犠牲を強いるような、弱い者が泣くような合併にならないように、私も1委員としてあらゆるところに目を配りながら、住民の皆さんにとって最善の結果になるように協議を進めてまいりたいと思っております。

次に、「NPO法人ふれあいの家青葉園」に関するご質問について、順次お答えをいたします。

初めに、5月7日に福岡県警に告訴していますが、経過、内容について説明していただきたいのご質問にお答えをいたします。

久好議員のご質問でもお答えしましたように、昨年6月13日、当該法人の元従業員が事業者の不正について北九州市に情報提供があり、その情報をもとに福岡県が8月、9月に実地指導を行い、その後利用者、元従業員、現従業員の事情聴取及び書類審査を行い、今年2月24日に6事業所の監査を実施をし、3月19日に聴聞会を開催いたしました。3月22日には、特定非営利活動法人ふれあいの家青葉園から6事業所の廃止届が提出をされました。福岡県は3月25日に特定非営利活動法人ふれあいの家青葉園に対し、不正に受給した介護報酬を確認したという内容の監査結果を通知いたしました。

同日中間市に対しても、監査の実施結果を通知してきました。そのことを受け、関係6保険者で4月1日、12日、16日に特定非営利活動法人ふれあいの家青葉園の代表者である山本逸子氏に会い、事情聴取を行い、不正に受け取った介護報酬の流れや返還金の返還計画等の協議を重ねてきましたが、資金の流れのわかる書類の提示や返還計画の提示などがなく、誠意が見られないため、6保険者で協議した結果、告訴に踏み切りました。

告訴内容は、「特定非営利活動法人ふれあいの家青葉園代表理事山本逸子は、介護保険給付を騙し取ろうとして企て、架空請求、水増し請求などを行った。この行為は刑法第

246条の詐欺罪に該当する」とのいうものであります。

次に、「この告訴について、市民の方にどのように説明しましたか」とのご質問にお答えします。

議員も既にご承知のとおり、告訴を行った直後に福岡県の記者クラブで報道関係各社に今回の刑事告訴について、経過内容について記者会見いたしました。その内容は直ちにテレビや新聞で報道されました。

したがって、今回の告訴については、マスコミを通じ、市民の皆様リアルタイムで知らせることができたと考えております。

次に、「中間市の被害額は約1,300万円だそうです、この額は中間市の調査結果ですか」とのご質問にお答えをいたします。

中間市が不正受給された額は、通所介護費291万5,892円、訪問介護費821万9,043円、居宅介護支援費104万8,650円の合計1,218万3,585円です。この金額は、先ほど述べました3月25日に福岡県から通知のあった監査結果で確定した金額でございます。

次に、「利用者をA、事業者をB、行政をCとして、お金と事業の流れを説明してください」とのご質問にお答えいたします。

介護保険での保険給付は、さまざまな点検が行われることから、利用者をA、事業者をB、行政をCとして単純に説明することはできません。在宅サービスを受ける場合、事業者は居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者がいますし、介護報酬の審査、支払いも国保連合会が行っていますので、そのことを含めてご説明をいたします。

介護保険の認定者がサービスを受ける場合、まず居宅介護支援事業者と契約を結び、その事業者に所属するケアマネージャーが、どのようなサービスをいつ、どこで、どのくらい、だれから受けるのかなどのケアプランを作成をいたします。このプランができると、そのプランに沿ったサービスが実際にきちんと受けられるように指定居宅サービス事業者に依頼いたします。依頼を受けた指定居宅サービス事業者は、利用者と契約を結びケアプランに沿ったサービス提供を行います。

ケアマネージャーは、保険対象サービスについて月単位で実績管理を行い、その結果を給付管理票として国保連合会に提出をいたします。利用者、家族に対しても給付管理との関係で月ごとに居宅サービス計画の内容を説明します。そのため、各サービスの提供時間帯、内容、事業者名を記載をしたサービス利用票別表が月単位で作成をされます。

また、サービスを担当する事業者には、サービス提供票とサービス提供票別表を交付します。居宅介護サービス事業者は、サービス提供票に基づきサービスを実施をし、提供票別表に基づき、利用者負担の徴収を行い、提供したサービスの介護給付費請求書、明細書を翌月10日までに国保連合会へ提出をいたします。

国保連合会では、個々の居宅サービス事業者から出された介護給付費等の審査支払いを

行うときに、居宅介護支援業者から提出された給付管理票をもとに、居宅介護サービス事業者の明細書と突合し、支給限度額等の審査を行い、問題がなければ保険者に請求します。その後保険者は、請求された金額を国保連合会に支払い、国保連合会は同額を居宅介護サービス事業者に支払います。

次に、「青葉園は平成11年から活動しているようです。事業料の払い込み状況を示してください。そして、どこの部分で告訴されたのですか」とのご質問にお答えをいたします。

介護保険が始まった平成12年4月以降、介護報酬として支払った総額は、居宅介護支援、通所介護、訪問介護合計で、総額2,674万6,807円です。そのうち福岡県の監査で不正と認定されたのは1,218万3,585円であり、その不正の概要は、一つ目にケアプランのないまま、不適正なサービスを提供を行い、介護報酬を請求していたこと。二つ目にホームヘルプ、デイサービス、グループホームにおいて人員基準違反、虚偽の指定申請、虚偽の変更申請が行われていました。

また、実際に勤務していない職員が勤務しているかのような出勤簿を作成するなど、多くの書類を改ざんしていた。三つ目に架空請求、水増し請求を行っていた。四つ目に、不正にかかわる利用者からの1割相当額の利用者負担を徴収していなかったというものであります。告訴したのは、このような行為が刑法第246条の詐欺罪に該当すると考えたためであります。

介護保険が始まる以前の平成11年6月28日から特定非営利活動法人ふれあいの家青葉園は、法人登記を行い活動しています。植本議員は、以前福祉分野で活動しているNPO法人に対し、保護育成を図り、設備費とか援助するように検討していただきたいと意見を述べられましたが、このときもお答えしたように、NPO法人とは、利益追求や利益配分をせず、政府組織ではなく、自発性と独立性があるという特色を持った市民活動組織であるし、自ら掲げた組織理念を遂行するために資金と人材を持ち、継続的に責任ある活動を行う団体であるため、中間市として資金援助とかは行っていませんし、今後行うことはありません。

したがって、介護保険以前の活動に対しても補助金や助成金は支払っていません。

次に、「名義変え等の財産隠しが行われているそうです。返還金の回収に努めると言われていますが、やり得になることはありませんか」とのご質問にお答えをいたします。

代表理事である山本逸子氏は、指定取り消しやそれに伴う不正受給金の返還が避けられないと判断すると、すぐさま青葉園の廃止届を提出をし、新しく青葉園の施設を建設するために購入した土地などの保全すべき財産を平成16年3月25日、26日に自分の子どもに所有権移転の登記を行っています。

そういう事実が判明したため、現在6保険者で協議を行い、債権者取消権の申し立てを裁判所に行う手続を行っています。この債権者取消権とは、債務者が債権者を害すると知

りながら、自己の所有する財産を第三者に贈与したり、第三者に所有する債権を放棄したような場合、債権者がこれを取り消すことができる権利です。さらに、刑事告訴の状況を見ながら、山本逸子氏だけではなく、法人にかかわった歴代理事4名に対し、民事訴訟を起こすことも視野に入れた対応を検討しているところです。

今回の不正受給額は、6保険者合計で1億3,949万9,307円です。介護保険の場合、不正を働いていたペナルティーとして、法第22条第3項の規定に基づき、返還金に100分の40を乗じ得た金額の加算金が課せられます。この加算金額だけでも5,580万円になり、合計2億円余りを返還しなくてはなりません。また事業者の取り消しやそれに伴う新聞報道等で本人や家族の社会的地位や名誉も失墜しました。このようなことから、決してやり得になるとは考えておりません。

次に、「財産備品(車、クーラー、車いす)などは、今どうされていますか」とのご質問にお答えをいたします。

現在、介護保険の指定事業者としては、指定取り消し処分を受けているため、活動できなくなっています。また、特定非営利活動法人としても、福岡県に解散届を提出をしているため、この活動もできていないものと思われます。

したがって、財産備品が現在どうなっているのか把握できていません。山本逸子氏からは、現在弁護士に依頼して返済計画を立てていると連絡があっていますが、具体的な状況が把握できないため、現在配達証明つき郵便で呼び出しをかけているところであります。

次に、「責任の所在はどこにあると思いますか」とのご質問にお答えいたします。

それは当然、不正に介護報酬を騙し取った特定非営利活動法人ふれあいの家青葉園の設立者である山本逸子氏にあります。また、法人の活動方針に深くかかわるべき立場にある理事にも大きな責任があると考えています。こういう法人の不正がもっと早く見抜けなかったという批判も耳にいたします。

NPO法人は、民法第34条法人(財団法人と社団法人)と異なって、認可ではなく、認証によって生まれる法人であります。認証制度では、法律の要件を満たす書類を作成し、届出をすれば、書類などに不備がない限り、原則的に法人格を取得をすることができます。そのため、どのような書類が必要かという細かな規定も条文として明文化されています。

したがって、これらの書類をそろえて設立認証申請をし、申請受付受理の上、認証されて登記を行えば法人格を取得することができます。

このようなことから、所轄庁はNPO法人に対して、規制、監督をするということが基本ではありません。この法律の立法精神は、市民が行う自由な社会貢献活動がより活発にできるように法人格を認めていこうというものです。このことは国会審議の中でも再三述べられております。

所轄庁の役割は、法人が法律や定款に沿って運営されているかどうかについて監督を行

うもので、法人の活動内容について関与するものではありません。法令や定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、報告聴取や検査を行うことができます。

また、検査を行うときは、相当の理由を記載した書面を法人の役員に提示、交付することが規定されております。さらに、認証の基準の要件を欠くことや法令や定款への違反、著しく不適正な運営が認められるときには、期限を定めて改善命令を出すことができ、それにも違反したときには、最終的な手段として認証の取り消しを行うとしています。

このように、それぞれの要件が決められ、ステップを踏んで行われることになっており、極めて限定的、事後的で法人の活動を抑制する制度ではないとされております。このようなことから、福岡県が早い段階で法人の認証の取り消しを行うことは困難であったと考えます。

また、指導監督権限を有する福岡県の介護保険課が、もっと早く介護保険の指定事業者としての取り消しができなかつたのかとの意見も耳にしますが、先ほど述べましたように、元従業員の内部告発を受け、すぐに実地指導を行い、各保険者と合同で利用者などの事情聴取で不正の裏づけを慎重に行い、基準違反を認定していくには、このくらいの時間がかかることはやむを得ないと考えております。

次の再発防止策のお尋ねについては、久好議員にお答えをしたとおりでございます。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

再質問させていただきます。

まず、中間区についてでございます。中間区、合併しても中間区は5年しか存続しないと誤解されてる市民もいます。私はずっと存続すべきと思いますが、市長は中間区の存続期間についてどのように思われています。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

法定協議会の中でも十分議論がされたわけございまして、その中でもただし書きについておりますように、5年でちゅうことではないわけです、5年以内に今後のありようを考えていくと、こういうことございまして、植本議員の言われたような中身とは、若干趣旨が違うのではないかと考えております。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

4月28日に北九州ハイツで行われた協議会の際に、中間の市民から北九州市長に要望書が出されました。この要望書の内容はどういうものだったんですか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

私は直接いただいておりませんが、特開就労事業の存続、こういうことだと思っております。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

私たちのところに要望書が届きました。この要望書は中間市の市議員全員に届けられたと聞いています。要望書の内容は、部落解放失業対策自由労働組合の山口六男さん、特別開発事業就労者組合の野村武司さん、全日本建設交通一般労働組合の鳥丸大さんを代表する要望でございます。

で、その要望書の中には、「いま北九州市との合併に揺れるわが町にあって、合併はそこに生きる市民にどのような生活と社会と未来とがもたらされているかといった具体像が示されなければならないと考えていますが、今のままでは私たち就労者は不安でなりません」とあります。私は、大島市長は中間5万市民の市長です、当然。ということは、市長は中間市民の父であり、母であると思っております。その家族が不安で希望がないというような合併を進めるのはどうかと思うのですが、市長はどのような見解をお持ちですか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今の件は、22項目の中で事務事業の件の中にあつてございまして、当然その中で、法定協議会の中で議論がされると思います。多分8月に議題にのぼるんじゃないかなと、そう思っております。しかしながら、中間市といたしましても、あるいは私といたしましても、これはもう既に中間市含めて近隣もそうですけれども、地域で指定をされているわけございまして、何とかこの思いが北九州に真に通じるように頑張りたいと、このように決意をいたしているところでございます。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

私は中間5万市民が喜んで合併に進んでもらいたいと心から願っております。

次に、介護保険制度について質問いたします。

新聞、テレビで報道されれば、それでいいとは思いません。責任ある者がきちんと説明しない限り、いろんな噂が市民の間に出ると思います。そしてまた、この事件に対して私は少し行政の説明責任が足りないのではないかと思います。つまりこのことにより、介護

保険制度の信頼感が薄れてきたというふうに思うと同時に善意で青葉園を応援されていた市民の方がたくさんいます。その善意を裏切った青葉園の理事の皆さんを許すことはありませんが、と同時にまだ青葉園は活動しているようなところもあるんですけども、どうしてかそれお尋ねいたします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

もっともっとアピールをという話ですけれども、先ほど植本議員のご質問で答弁いたしましたように、刑事告発をしたわけございまして、その中身は保険者にとってどこまで踏み込んでいけるかどうかっていう、そういう側面も片方では持っているわけございまして、今の状況の中では県警の方に告訴しているわけございまして、その結果等々を待って今後の対応については考えていきたいと、このように考えております。

残余の質問については、部長の方からお答えをさせます。

議長（杉原 茂雄君）

是永民生部長。

民生部長（是永 勝敏君）

青葉園は答弁等でお答えしておりますように、介護保険の事業所の廃止、それとNPO法人の廃止もやっております。で、既にそういう認可された事業については、すべて廃止になっておるといところでございますが、もともと青葉園はボランティア団体、ボランティア活動をやっております、廃止後もそういったボランティア的なものはやっておるといことは聞いております。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

中間市が単独で介護制度をやってる最大の理由は、細かいところに手が届き、目がいくということだと思いますけども、こういう事件が起こると、結果的にそれが行われてなかったというふうになりますけども、その辺はどういうふうにお考えですか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

部長の方からお答えをさせます。

議長（杉原 茂雄君）

是永民生部長。

民生部長（是永 勝敏君）

確かに単独でやっているというのは、いわゆる小回りがきくといいですか、財政状況がきちんと把握できるというところで、中間市は単独で事業をやっているところでございます。

おかげで財政状況というのも第1期計画の中では基金等積み立てておるような状況でございます。で、こういった不正行為といいますか、のまた今度出たというのは、我々としては一生懸命介護保険システムの中で、今の制度の中で保険者としてやるべきことはやっておるということは、そういう思いでございますけれど、何分こういった介護保険事業を、いわゆる事業を円滑に運営するには一応そういった体制づくりとかいう部分もございまして、我々今与えられた業務の中では精一杯やっているところでございます。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

この種の事件を起こしてはならないというのは、もう当然のことでございますけども、善意で一生懸命青葉園を応援した市民の方もたくさんいます。その人たちの善意を無にすることなく、そしてまた悪いことするのはごく一部の人でございます。たくさんの一生懸命介護保険制度に対して頑張っておられるNPO法人の方にも、力強い応援してもらってくださいということでございます。

私の一般質問、これで終わります。

.....
議長（杉原 茂雄君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（杉原 茂雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。まず、湯浅信弘君。

議員（12番 湯浅 信弘君）

公明党の湯浅信弘でございます。通告によりまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、学校の防犯対策について質問いたします。

去る6月1日、長崎県佐世保市で小学生が学校内で同級生の児童から刃物で切られ、殺傷する痛ましい事件が起きました。小学生の女子児童が当事者になった深刻化する低年齢化する犯罪にどう対応すればいいのか、生徒間の事件が多くなり、暴力行為が発生件数2002年度は3万3,765件だった。うち小学校での発生は1,393件で、約4%、

その中でも生徒間暴力が約半数の1万6,937件を占め、最も多い。発生件数を地区別に見ますと、九州、山口、沖縄では、福岡県の715件がトップ、次いで山口、沖縄、長崎となっている。このような事件が二度と起きないように家庭、学校、地域社会、三者がそれぞれ責任をどう取り組むか。

福岡県教育委員会生徒指導担当者は、「これまでは1人の子どもが繰り返し問題行動を起こすケースが多かったが、最近ではふだん全く問題のない子どもが突発的に事件を起こすケースがふえてきた。学校でできることは限界もある、家庭や地域と連携しながら対応を考えなければならない」と指摘する。児童の安全な教育を行うには、常に行動を把握し、児童生徒をサポートする場が早急に求められます。

また、全国的に学校への不審者が侵入する事件が多発しています。外部からの訪問者についてどのような安全な取り組みをしておられますか、児童の安全確保と学校全体、防犯対策についてお伺いいたします。

次に、NPO法人ふれあいの家青葉園の介護報酬不正受給事件について質問いたします。

介護報酬不正受給に関する報道が大きくなされ、これに関して共産党中間市議会議員が議員辞職になりました。NPO法人ふれあいの家青葉園理事山本逸子は、NPO法人理事である野呂徳子らと共謀の上、介護保険法によって支給される保険給付を騙し取ろうとして企て、架空請求、水増し請求などを行い、介護報酬約1億3,949万円を不正に請求していたとして、詐欺容疑での告訴状を福岡県警に提出しました。

告訴状などによると、山本代表は2000年4月から2003年12月の間、運営していた訪問介護事業所が実施していたヘルパー研修の受講者で、介護の必要な家族がいる人に要介護認定の話を持ちかけ、ヘルパーを派遣したことにして、不正請求するなどしていた。

また、青葉園のずさんな運営は、NPO法人の前身のボランティア団体のころから見受けられた。山本代表が運営していた託老所に勤務していた人によると、バザーの収益の用途不明などで不審に感じたボランティア10数人が2000年4月のNPO法人化前に一度にやめた。介護保険スタート時には、バリアフリー化されていない民家で、デイサービスを実施していたため、本市から指導を受け年末に閉鎖した。

さらに同様の不正で昨年8月に指定を取り消された大川市のNPO法人は、「山本代表から不正請求のやり方を習った」と話しています。帳簿の内容も青葉園とよく似ており、不正の連鎖がうかがえる。しかし、青葉園は県の監査を受けることなく、昨年6月の内部告発で初めて問題が明るみになった。これらの事柄についての情報などについて、本市では事前にわかっていたのかお伺いいたします。

また、不正受給の返還にめどはなく、再三求められている財務書類や議事録提出も応じていない。本市の被害は1,300万円近くに上りますが、回収のめどはどのようになっていますでしょうか。また、現時点における代表山本逸子名義の預貯金通帳の残高は幾ら

ありますかお尋ねいたします。

極めて悪質な今回の青葉園介護不正受給に関する事柄につきまして、市長のご見解をお伺いし、私の一般質問といたします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

湯浅信弘議員のNPO法人ふれあいの家青葉園の介護報酬不正受給事件について「青葉園のずさんな運営は、NPO法人の前身のボランティア団体のころから見受けられ、また中間市と同様の不正請求で、昨年8月に指定を取り消された大川市のNPO法人は、不正請求のやり方を山本代表から習ったと話をしてしています。これらの事柄についての情報などについて事前にわかっていたのかどうかお伺いをします」というご質問にお答えをいたします。

ボランティア団体として活動されていたころは、高齢者の憩いの場の提供や一時預かりなどの活動をされていたようですが、そのころに運営方針をめぐって内部で少しもめていたということは把握をしていました。意見の合わない方からは、「経理などがずさんである」という声を聞いたことがあります。一方で利用者やその家族などからは、非常に助かっているという声があったのも事実です。そういう状況でありましたので、一部の議員の方からNPOの育成をするべきだとの意見も出ていたのだと思います。

また、大川市で指定取り消しを受けたNPO法人の情報は、指定取り消しを受けた段階で山本代表とのつながりがあったことは、マスコミ各社も報道しておらず、福岡県からも情報提供はなかったため、把握できていませんでした。なお、現在も大川市のNPO法人からそういう情報が真実なのか確認できていません。

次に、「中間市の被害は1,300万円近くに上るが、回収のめどはありますか。また現時点における代表山本逸子名義の預貯金、通帳の額は幾らありますか」とのご質問にお答えをいたします。

中間市の被害金額は1,218万3,585円であり、これに加算金40%、487万3,433円を加算すると、返還額は1,705万7,018円になります。このうち国保連合会に審査支払いを委託しているうちの平成15年12月以降の支払いをやめ、全額341万2,864円を相殺しますので、現時点での債権総額は1,364万4,154円となっております。6保険者全体での現時点の債権総額は1億6,981万7,764円であり、大変巨額の債権を有しております。

植本議員のご質問に答弁しましたように、刑事告訴の状況を踏まえ、歴代理事への民事訴訟も視野に入れ、全額回収できるように6保険者が共同で取り組んでいく所存です。

また、現時点における山本逸子氏の財産状況ですが、残念ながら把握できていません。法律の中には、行政目的達成のため、公務員に担当する事務に関して調査、検査などの権

限を与える規定があります。

これらの権限は、行政目的達成のための事務遂行上において行使する権限であり、あくまでも行政手続の一環において行使するものでありますことから、犯罪捜査という司法手続を行うために行使することはできないものであり、告訴するための前段階として調査を行う場合にも、これらの権限は行使できません。

介護保険法では、第24条に「都道府県知事はサービス提供記録や帳簿書類、その他の物件の提示を命じることができる」と規定されておりますが、同条第4項に「権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」と規定いたしております。

第23条には、「市町村は、保険給付に関して必要があるときは、文書、その他の物件の提出若しくは提示を求めることができる」と規定していますが、あくまで保険給付に関することであり、当該役職員の資産など、その調査権限はありません。

こういう理由で、現時点では本人から任意で関係書類を提出していただくよりほかに手だてがなく、残念ながら非協力的であるため、預貯金の残額などはわかっておりません。

学校の防犯対策については、教育長よりお答えをいたします。

議長（杉原 茂雄君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

本市の小中学校の防犯対策についてお答えいたします。

3月議会でもお答えしましたように、児童生徒の安全確保については、校長会議、教頭会議、生徒指導担当者研修会等におきまして、日頃から特に重点をおいて指導しているところでございます。

さらに防犯対策として、不審者情報等は明るい街づくり課とも連携をとりながら、逐一各学校へ連絡し、注意を喚起するとともに、学校内外の巡回等の取り組みが行える体制を整えています。

不審者の学校への侵入対策につきましては、平成13年の大阪教育大学附属池田小学校における事件を契機として、PTAや関係諸機関と連携して、各学校で重点的な取り組みを継続的に行っているところでございます。

具体的には、各学校で防犯教室を実施したり、防犯ブザーを準備し、非常事態に備えております。防犯ブザーは各教室に常備したり、希望児童生徒に貸し出したりしております。ちなみに中間東小学校では、1年生全員にPTAが準備した防犯ブザーを持たせております。市内の他の小学校でも1年生全員に寄贈を受けた警笛を持たせております。

その他、各学校で行われている危機管理の例を挙げてみますと、来校者に名札や腕章等の着用をお願いしたり、教職員による積極的な声かけで来校者の身元確認を行ったりしています。また、教職員の具体的な役割分担を定め、校内巡回を行い、児童生徒の状況把握に努めています。そして、全小中学校で不審者の侵入等に対する「危機管理マニュアル」

を作成し、緊急時にはいつでも対応できる体制を整えております。

登下校時や学校外での防犯対策につきましては、「子ども110番の家」など緊急避難できる場所を児童生徒に周知するとともに、万一の事態が発生したときの対処法についても、児童生徒に対し、機会あるごとに指導しております。

さらに各学校では、PTA、地域、警察等と密接な連携を日常的に図りながら取り組みに当たっております。

例を挙げてみますと、中間小学校では3年前から学校とPTA、地域が一体となって「中間っ子を守る会」を組織し、不審者や子どもたちの屋外での様子を見守る体制をつくっております。現在では200名を超える地域ボランティアの皆様のご協力を得ております。

また、底井野小学校では、教職員やPTA会員が防犯ステッカーを自分の車に張って校区を定期的に巡回したり、地域の方に学校モニターの設置を依頼し、情報提供を受けたりしています。これらの学校については、昨年度から今年度にかけて不審者等の出没は全くありません。その他の学校におきましても、同様な取り組みを行っております。

これらの取り組みを通して、教職員、保護者や児童生徒の防犯意識も高まっております。また、犯罪に対する抑止力にもなっております。昨年4月から6月までに市内で起こった不審者の出没件数は9件でしたが、今年度は現在のところ4月の2件だけにとまっております。このことから不審者等の防犯に当たっては、学校、地域、関係諸機関の連携がいかに重要かということに改めて認識しているところでございます。今後とも連携強化に努めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、先日の佐世保市立大久保小学校での痛ましい事件は、決してあってはならないことであり、大変遺憾に思っているところでございます。県教育委員会からも児童生徒の安全確保及び問題行動の未然防止について、次の6点にわたって通知があり、各学校長に周知したところであります。

それは、命を大切にす指導の徹底、人間関係の把握に関する情報収集の充実、学校生活に不必要なものや危険なものを所持させない指導の徹底、保護者への啓発と協力依頼、学校危機管理体制の再点検、関係機関、団体との連携強化等であります。

さらに本市では、事件翌日校長会議を開きまして、この県教育委員会の通達とともに、中間市教育委員会として次の2点につきまして指示を出したところでございます。

第1点目は、児童生徒の人間関係や行動の実態把握に努め、学校全体が特に担任自身の観察力を強めることが大切であること、第2点目は、「インターネット社会」における学校教育の今後のあり方についてでございます。子ども理解や「インターネット社会」への対応については、今後の大きな教育課題としてとらえております。子どもたちの健全な心をはぐくむためにも、ふだんの授業はもちろんのこと、日ごろから読書で心を耕したり、すべての教育活動の場において、人間としての正しい価値観を子どもに伝えるよう各学校

長へ達したところでございます。本市において、このような事件が起きないように今後ともきめ細かな指導の推進に努めてまいり所存でございます。

議長（杉原 茂雄君）

湯浅信弘君。

議員（12番 湯浅 信弘君）

学校関係のことにつきまして、非常に適切にお答えいただきましてありがとうございます。地域社会の中で、少子化の中にあつて、本当に子どもが伸び伸びと学校生活送れるよう今後ともよろしくご指導のほどお願いいたします。

さて、先ほどふれあいの家の青葉園に対する市長のいただきましたが、お話によりますと、なかなかこの事件の進展は、なかなかすぐにはできないようなお伺いさせていただきましたが、このような弱者の方のそういった介護に関して、このようなことが再び起こらないように、やはりもう少し詳しく調べていただけたらと思います。その中におきまして2点だけお尋ねさせていただきます。

まず帳簿及び経理の状況、それはどのようなになっているのでしょうか、お尋ねいたします。まあはっきりとつかめないということでございますけど、やはり大きな団体としてのそうしたものをもう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部長よりお答えをさせます。

議長（杉原 茂雄君）

是永民生部長。

民生部長（是永 勝敏君）

お答えします。

帳簿類等の監査は、県が実施しました県の監査ですね、この中でそういった関連の帳簿等が提出されたというふうに思いますが、その中で、帳簿関係で非常に不備な点と申しますか、そろってない部分があったというふうに聞いております。この帳簿の関係で、県の介護保険課が監査をやったわけでございますが、その中でいわゆる十分に帳簿関係がそろってなくて、保険者としては6保険者で4月1日から3日間ほど代表者との事情聴取を行いました。

その中でさらにそういった関連の書類を見せてほしいということをお願いしたわけでございますけれど、そういった帳簿が提出されなかったと。で、出てきたのは、雑費関係の、いわゆる運営する上での、事業所の運営する上でのいろんな雑費関係、こういったものの書類はあったんですけど、肝心ないわゆる従業員等に対しての賃金台帳とか、そういった経理的なものが提出されなかったということで、その分については今回刑事告訴をやっ

ておりますけれど、その中で司法の手によって、警察の手によって捜査をしてもらいたいということで、今回刑事告訴に至ったわけでございますけれど、今の時点においては、そういった本来法人としてそろえるべき書類関係が整ってなかったといったところで、いわゆる経理的なものが状況がつかめておりませんし、本来ならば公認会計士、会計士っていますか、そういった人も事業をする上では必要なんですけど、そういった公認会計士等もいませんでしたので、いわゆる従業員の方たちが経理をやっていたといったところなんですけど、実際裏づけになるような帳簿関係は提出されなかったということでございます。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

湯浅信弘君。

議員（12番 湯浅 信弘君）

午前中にも何名かの方がご質問されましたので、重複しますので最後に1点だけお尋ねさせていただきます。

先ほど帳簿の件についてもお話ございましたが、本当にこのような悪質なことが起きて、その裏づけとしての返還金の問題で担保物件、あるいは土地、その他の財産、これはどのようになっていますでしょうかお尋ねします。

逸子名義の若干土地の件についてのもちょっと噂には聞いておりますけど、はっきりしたご返事ございましたら、よろしく願います。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部長の方からお答えさせます。

議長（杉原 茂雄君）

是永民生部長。

民生部長（是永 勝敏君）

午前中の答弁でもお答えしておりますように、私どもが、6保険者が把握してる不動産関係っていうのは、これ登記所の方で一応公簿で閲覧したわけでございますが、この中では市内の垣生の方に土地を代表者の名義で購入してるといった部分です。

で、その後に子どもの方に財産贈与をされたといったところで、現在これらの債権者取消権、いわゆる詐害行為、こういったものを今6保険者の協議の中で検討を行っておりまして、といったところでございます。

ほかに預貯金等については、市長の方から答弁しておりますように、そういった告訴を前提とした調査というのは我々としてはできませんので、これはあくまでご本人から、ご本人の誠意によってそういった資産状況をぜひ公開してくれということでお願いしておりますけれども、その分についても何分回答が上がってないといったところで

ございます。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

湯浅信弘君。

議員（12番 湯浅 信弘君）

ただいまお話お聞きしまして、本当にこの先山本逸子に対するそういう事件についての明確なお答えっていうのは時間がかかるかと思いますが、刑事告発、民事訴訟を受けまして、ぜひ何らかの形で時間もかかりましてよろしいと思いますが、市民の方に示していただきますことをお願いしまして、私の代表質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....
議長（杉原 茂雄君）

次に、青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして一般質問いたします。

まず、合併問題について質問いたします。

政府の「市町村合併だけが自治体の生きる道」、こうした風潮が高まる中で、自立の道を目指す自治体が全国各地でふえております。福岡県大刀洗町では、6月6日、小都市との合併の是非を問う住民投票が行われ、合併反対が有効投票の7割を獲得し、大差で「合併ノー」の審判が下されました。また、福島県磐梯町では、住民が町名に親しみと誇りを持っていることや地域文化を守りたいとして、町長が議会で合併をせず、自立の街づくりをすることを表明いたしました。

人は誰でも自分が生まれ、育ったまちには愛着があります。また、そのまちには特有の歴史があります。ふるさとに愛着を感じ、自分の育った地域や地域の遺産をその名前とともに次の世代に伝えていきたいという住民の気持ちは尊重されなければなりません。

ところで合併協議会では、中間市を北九州市に編入合併し、中間市の区域を一つの行政区として、当面中間区を設置することになりましたが、「市」から「区」になると住民サービスが低下するのではないかと不安の声が上がっております。市長の所見をお伺いいたします。

二つ目に、介護保険について質問いたします。

介護が措置制度から介護を社会全体で支える保険制度になり、4年が経過しました。今全国各地で介護保険事業所が不正受給をしている実態が明らかになり、大きな社会問題になっています。中間市では、不正受給をしたNPO法人「ふれあいの家青葉園」を刑事告訴し、介護報酬返還金約1,200万円を求めています。介護保険事業の財政状況についてお伺いいたします。

三つ目に、さくら保育園について質問いたします。

日本は少子化傾向が進んでおり、出生率は毎年最低記録を更新し、1.29まで下がりました。政府は少子化対策として、「仕事と家庭の両立支援」、「待機児童ゼロ作戦」を掲げましたが、保育所は定員オーバーの詰め込みで深刻な状態です。しかも待機児童は解消どころか増え続けております。若い世代が出産・育児と仕事の両立ができるように支援するとともに、人格の基礎をつくる大切な乳幼児の時期にふさわしい条件整備が求められます。

ところで、今年4月開園したさくら保育園は、市の財政が厳しいと言いながら約5億円の建設費をかけ、ひまわり保育園とこすもす保育園を統廃合し、園児定数120名の規模で建設されましたが、173名が入園し、さらに園児が増える状況にあります。

ひまわり保育園とこすもす保育園の園児定数は、二つの保育園を合わせて260名だったことから、さくら保育園への入園申込希望者が多くなることは予期されたことです。園児数が当初の定員より大幅に増えた経緯とその対応について所見をお伺いします。

最後に、人権のまちづくりセンターについて質問いたします。

1969年7月に時限立法として施行された同和対策事業特別措置法は、2002年3月末で期限切れとなり、33年間に及ぶ国の同和対策は終結いたしました。総務省の佐藤地域改善対策室長は、「国、地方公共団体の長年にわたる取り組みによって、劣悪な生活環境が差別を生み出すような状況は改善された。これまでの同和対策の成果であるが、同時に我が国経済の高度成長の過程で、社会構造が変わったことも同和問題が解決されてきた要因として挙げられる。特別対策を終了するのは、このような同和地区を取り巻く状況が大きく変化したもとの、なお特別対策を継続していくことが問題の解決には必ずしも有効ではないからである。なお、残る差別の感情、意識を行政による啓発だけで解消しようとする、またお金をかければかけるほど効果が上がると考えることは正しくない」と、このように明言しています。

しかし、「人権」の名による特別扱いの事実上の同和対策は、一般対策として継続されております。4月に開設した人権のまちづくりセンターを設置するに当たり、隣保館や岩瀬南町集会所を廃止し、職員は他の職場に人事異動することになっていたようですが、人権のまちづくりセンター職員の勤務体制についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

青木議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、合併問題に関するご質問についてお答えをいたします。

議員ご承知のように、現在中間市と北九州市とで合併協議会を設置をし、現在まで3回

の協議会が開催をされております。この協議会の中で、今後合併協議会で話し合っていく重要な項目、住民の生活に大きく影響を与える項目として、合併の方式を含め、22の協議項目が決定をされております。現在まで、そのうち一部継続審議を含め、7項目の協議がなされ、決定されております。

中間区については、第3回の法定協議会での協議項目、「行政区の取扱い」において、中間市の区域をもって一つの行政区を設置する。ただし、5年以内にその後のあり方について検討する。という提案がなされ、ただし書き以降の後段の部分は継続審議となっていることは、ご承知のとおりであります。中間区の取扱いについては、今後も審議が継続されますが、いずれにしても中間市の区域をもって一つの行政区を設置するということは、決定されております。

この決定を踏まえて、今後法定協議会の中でこの中間区が設置をされた場合、現在の市役所はどうなるのか、行政組織はどうなるのか、またどういった組織、事務が残るのか、それによって住民のサービスはどう変わるのかなどが今後予定しております協議項目「行政組織及び機構の取扱い」の中で議論されていきます。また、個々の身近な住民サービスであります上下水道事業や国民健康保険事業、あるいは介護保険事業の取扱いなどについても、どのようになるのか法定協議会の中で議論されていくこととなります。

確かに協議会での事務事業の調整方針では、原則的に北九州市の制度を基本に調整されることになっておりますので、行政組織を含めてサービス全般について基本的に北九州市にならうこととなります。

議員ご指摘のサービスが低下するのではないかというご質問ですが、行政組織を含めて個々のサービスについて、中間市が北九州市に比べて便利がよいとか、行政サービスが高いとかいった面も確かにございますが、北九州市も高い行政サービスが実施されております。

したがって、サービスのよい、悪い、あるいは高い、低いを判断する場合、個々に判断をすることも必要ですが、サービス全体を見るといった総合的な視野に立って判断をすることも大事ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、市民サービスの基本となります行政サービス、制度のあり方については、今後合併協議会において検討協議することとなります。

次に、介護保険について、「中間市は不正受給したNPO法人ふれあいの家青葉園を刑事告訴し、介護報酬返還金1,200万円を求めています。介護保険事業の財政状況について伺います」という質問にお答えをいたします。

介護保険特別会計の平成15年度決算状況では、当初計画どおり順調に進んでおり、第2期計画の第1年次としては若干の黒字となっております。なお、現在の介護保険準備基金残高は1億5,817万円となっております。多くの保険者で当初計画を上回り、大変厳しい運営になっておりますが、本市は比較的安定した財政運営を行っています。

今後も介護保険の円滑な運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、「さくら保育園は園児定数120名の規模で建設されましたが、園児数170余名で開園し、定員数より大幅に増加しています。その経緯と対応について所見を伺います」との質問にお答えをいたします。

「こすもす保育園」「ひまわり保育園」の両市立保育園は、保育園統合推進協議会で協議を重ねた結果、本年3月31日をもって廃園することになり、4月1日から新しく「さくら保育園」を開園いたしました。

ご質問の園児定数の経緯につきましては、少子化及び市内保育園の園児定数の状況、市内幼稚園の保育参入の可能性等を検討し、保育園の通園区域を小学校区6校区に準ずることとし、保護者と市内保育園に対し、指導を行うことの検討を行い、北校区に設置していた「こすもす保育園」が廃止になったことから、新園は北小学校区に設置が決定し、これにより各小学校区に保育園がそれぞれ存在することになりました。

このことから、新園については市内保育園の園児定数を考慮しても120名で足りると判断いたしました。ところがその後「こすもす」「ひまわり」両園の保護者から「新園に入園を希望する子どもは全員入園させてほしい」との強い要望がありましたので、意向調査を行った結果、現在175名が入園しております。

以上の経緯から園児が増加しましたが、その対応といたしましては、厚生労働省基準では遊戯室を保育室として使用することが可能でありますので、保育内容に応じて使用してまいりたいと考えております。

また、今年度実施予定でありました病後児保育は、新園開園と同時に実施いたしますと、通常保育に無理が生じることが懸念されることから、通常保育が軌道に乗った時点で実施することとし、一時保育室や病後児保育室を有効利用したいと思っております。

なお、現在の対応は保護者の要望により、園児定数が増加したことに基づく暫定的な措置でございますので、園本来の規模に沿った年次的な園児数の適正化を検討したいと考えております。

現在、「さくら保育園」開園後2カ月余りになり、園内は徐々に落ち着いてきていますが、新しい保育が定着するには、いましばらく時間がかかると思います。今後は少子化が進行する中、保育の重要性を再認識し、子どもの健全な保育運営に努める所存でございます。

次に、人権のまちづくりセンターについてのご質問にお答えをいたします。

この人権のまちづくりセンターは、21世紀を見据えた人権問題全般を取扱う施設として設立を検討していると、これまでの議会においてご説明申し上げた施設であります。

このセンターの設立につきましては、当初新設で検討しておりましたが、財政事情が非常に厳しい状況にあることに加え、平成15年度に雇用能力開発機構から「サンクエストなかま」を急遽購入できましたことから、この「サンクエストなかま」を「生涯学習セン

ター」に機能変更する際に、勤労青少年育成業務も当該センターに移行させたことで、事実上「中間市勤労青少年ホーム」が余剰施設となりました。

以上のことから当該施設の有効利用を図り、かねてから懸案事項でございました人権啓発センターとして機能させる目的で、昨年12月議会におきまして「中間市人権のまちづくりセンター設置及び管理に関する条例」をご提案申し上げ、本年4月から本格稼働の運びとなったことは議員もご承知のとおりであります。

さて、このセンターはただいま申しましたとおり、人権問題全般を取扱う施設であり、隣保館と岩瀬南町集会所の機能もあわせ持つ施設でもあります。

したがって、両施設の廃止についても早急に行わなければならないのでありますが、特に隣保館につきましては、建設時の国庫補助金に加え、現在でも毎年約900万円の社会福祉事業法に基づく運営補助金の交付を受けている施設であり、当然、同施設の移転、廃止、解体する場合は、国の許可が必要となります。現在、県を通して関係官庁への移転許可申請の手続きをとっているところでありますが、認可までには至っていないのが現状であります。

以上のことから当該認可のおりるまでの間は、従来どおりの運用を行う必要があり、また岩瀬南町集会所につきましても、同様の運用といたしております。

さて、職員の勤務体制の件でございますが、本年4月のセンター設立にあわせて整理、統合いたしまして、昨年度までありました6係を「調整係」「住宅新築資金係」「啓発係」の三つの係に再編し、事務の効率化を図っているところであります。

ちなみに、それぞれの係に配置している職員は、課長1名、課長補佐1名のほか調整係は係長、係員各1名に非常勤嘱託職員2名、臨時職員1名、住宅新築資金係は、係長は課長補佐が兼務をし、係員2名に加え、嘱託職員1名、啓発係は係長1名に非常勤嘱託職員1名の体制で臨時職員まで含め、総人数12名で執務をとっております。

なお、以上の職員の勤務地であります。先ほどから申し上げている理由により、隣保館及び集会所が従来どおりの運用をいたし、その利用者も両施設に直接訪れている実態があることから、公務効率や住民サービス等を考慮し、当該勤務地で執務を行っております。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

合併問題について、再質問いたします。

合併問題について、先ほど答弁の中で総合的な視野で見てほしいと、このような答弁をいただきました。ということで、私は同じ人口で区になっているところと市になっているところで、いろんなサービスについての比較表を調べてみました。実は大阪市の平野区とそれからすぐ近くの岸和田っていうところで調べてみましたけれども、福祉の面でいいますと、その前に人口は平野区が19万5,000人、岸和田市が18万3,000人で

す。

福祉の面でいいますと、自営業者長時間保育、平野区はありません。岸和田はあります。シルバー人材センター会員1人当たり補助金1万3,000円、岸和田市は4万6,000円。重度障害給付金1万円、3万8,500円。ホームヘルパー人数2人、5人。学童保育1人当たり予算額4万1,252円、9万6,896円。小学校区数に対する公立幼稚園の比率26%、片方は95.8%。図書館蔵書数1万6,850冊、8万3,000冊、プールなし、10個。また1人当たり公園面積0.6平米、岸和田市は5.1平米、このように市と区のそういう住民へのサービスがこんなに違うということが明らかになっています。

身近な北九州市の戸畑区、もう皆さんご存知のように、かつては10万人の人口がありましたけれども、現在は6万4,278名です。中間市と比べますと少しは多いんですが、中間が4万8,000人ですが、学校、子育て支援について見てみますと、戸畑区は小学校8校に対して学童クラブ3つ、中間市はご存知のように6校に対して6学童クラブ。

また、学校給食に関しては、先般来から報道でもされてますけれども、北九州市は民間委託にしようとして、もうかなりそういう方向でなっております。中間市は自校方式ということで、もう皆さん、子どもたち本当に大切に、健康で育てていきたいと、こういう希望のもとで皆さん一生懸命子育てしててますけれども、片や行政の方がそういう形で民間委託にしたり、また学童クラブも北九州市の方は児童館という形でやったりとかいうことで、きちんとしたそういう子育て支援がなされていってないと、こういう状況が明らかになっております。

そういうことで、私はやはり合併についてはいろいろ先ほど植本議員の質問の中の答弁でありましたけれども、財政的に大変だ、交付金が減るから大きな北九州によりどころをしないと、そういう意図じゃないかなっていうふうな答弁をお聞きしましたけれども、やはり私たちはどんなまちをつかっていくかっていうことが、やっぱり必要ではないかと思っておりますけれども、今例を挙げましたけれども、こういう住民サービスの低下のほかにもいろいろと影響が合併すると出てくると思いますが、市長はその点をどのように考えておりますでしょうかお尋ねいたします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今4つのまちのそれぞれ対比をされておりましたけれども、大阪の岸和田市は新日鐵のあるところございまして、19万、18万っていうことで、なかなか中間市と比較をするってというのは、ちょっとですね、まあいいところもある、悪いところもあるっていう前提ですけども、さらには中間市の状況はちょっと地理的、あるいは産業、企業を含めて、あるいは人口の高齢化など含めてちょっと比較するってというのがちょっと大変じゃないかなと思っておりますし、それから戸畑区の6万4,000の話、かつては10万っていう話もござ

いましたけれども、これはかつて「鉄のまち」って言われた、そういう主な産業が戸畑区にあったわけでございますけれども、これが全国的に散らばったと、そういう思いの中でこのような状況に実はなってるわけございまして、一概に比較をするっていうのは、大変難しい面もあるんじゃないかなと思っておりますが、いずれにしてもいろんな条件がたくさんございまして、今何回もこれまでも言ってますように、22項目を中心に今法定協議会の中で議論をしているわけですが、これよりもほかにまだ約1,200か1,300項目ぐらいのいろんな行政サービスっていうのをすり合わせをしなければならぬ、そういった作業等ともあるわけですし、そういった全体の中でひとつ見ていただけたらと、そういう思いがいたしております。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

ちょっと市長の答弁はずれておりますので、私は中間市と比較したわけではなくって、大阪市の平野区と岸和田市っていうことで比較したわけです。そういう観点からぜひ聞いていただきたいと思っておりますけど。

その後の答弁も住民サービスの低下以外でいろいろ考えられることはっていう質問にも何もお答えいただけませんでしたので、私がちょっと思うところをお話をさせていただきます。

もちろんもう皆さん常々役所が支所になれば職員の数も減るということで、あるまちでは100人いた職員が10名ほどに減って、それから10年後には2人になったと、こういう実例もあるんです。そういう中で、役所がなくなればそれだけ雇用の場がなくなると、またそれにかかわる業務をしている人たち、また周りの商店街、そういうところもだんだんと寂れていって過疎が進むと、こういうふうに思いますけれど、市長はその点はどんなふうにお考えでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

100名が10名になるっていうのはちょっとよく理解できないんですけれども、いずれにいたしましても、今合併を目標に取り組んでいるっていうのは、まさに住民サービスをいかに保持するっていうのですか、保証するかと、そういう観点でやってるわけございまして、確かに職員の皆さん方も大変だということはよく理解できるわけですが、もっともこの中間市の将来っていうものも片方で見ないで、ただこの点、このことだけに視点を与えるとやっぱり全国どこもそうなんだろうけれども、大変無理があるんじゃないかなと、そう思っております。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

中間市の将来を考えてほしいと言っておりますが、具体的にはどういうことなんでしょうか、お尋ねします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

当然中間市の人口も、これは中間市だけじゃなくて、全国的に少子高齢化の中で減少していくわけでございまして、したがって、今のままでいいちゅうことの理論は僕はちょっと無理があるんじゃないかなあと、そう思ってるわけでして、これは時間をかけてでもきちんとした将来の基盤っていうのをこの合併によってつくっていくべきだと、そういう思いたいということでございます。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

将来のビジョンというものがちょっと見えないんですけれども、弊害としまして中間市をどんなまちにするかという点で職員さんたちも、支所になって少なくなっても考えていけないといけないと思うんですけれども、やはり地域のそういう職員の方たちがいなくなれば、それだけ地元のことをわからないと、結局はほとんどの人たち、市の職員の人たちは、小倉なりなんなりというところへ集中されますので、もう地元は手薄になって、いろんなことを政策立案するにも結局は住民の声聞くというよりも机上の上で決めて、そしてわあっとおろされると、こういう本当に住民の声が届かなくなるのではないかと危惧されております。

これは、もう市長は専門ですけれども、地方自治、憲法5原則の一つの地方自治がだんだん喪失していくのではないかと思うんですけれども、その点はどういうふうに考えてますでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

これはもう中間市だけじゃなくて、全国的にもそういった傾向があるわけですが、例えば今北九州市が考えておりますように、小学校単位でもっときめ細かな、そういった行政であってやっていこうやないかと、そういう思いもあるわけでございまして、今言われたような、指摘されたような中身には必ずしも将来に当たってはならんのではないかなと、そう思っているところでございます。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

確かに今行政区でいろいろっていうことですが、決定権っていうのはないわけですよ。やはり市であればきちんとした決定権があるから、市民の皆さんの声をどんどん上げて、こうしていこうということ練り上げていけると、そこが市と区の違いではないかと思えますけれども。

それと先ほど介護保険、国民健康保険、こういう問題も合併の一つの要因だというふうなことを答弁されておりましたけれど、小さな市町村の財政力では対応できないと市長は思われてるのでしょうか、その点お尋ねいたします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今後ますます少子高齢化が進んでいくわけでございますし、あるいは三位一体の議論はありませんけれども、交付税の問題含めて大変小さな自治体は今後厳しくなっていくと、そういうことを思ってるのが今の思いです。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

そうですね、全国のちょっと紹介させていただきたいんですけども、人口が1,700人、上野村ってところなんですけれども、そこは自主財源が13%、高齢化率36.1%、そこでは寝たきりの要介護老人は厚生省の調査で全国平均の半分しかない、こういう状況できちんと1,700人だってやっていけるわけです。

もうご存知のように、岩手県の沢内村でも6,000人で、しっかりそういうところはやって、自主的にやっていけると、こういう実例が、小さくてもやっていけるっていう実例は幾らでもあると思います。

中間市では、今年度予算も増えまして、介護予防や孤独死対策として高齢者の生活実態調査、本当に皆さん喜ばれておりますけれど、実施していただきました。こういうのも小さいまちだからこそ、きめ細かく、これはひいては保健財政、健全財政に、向けてやっていけるんじゃないかと、そういうことを力を入れてすることで赤字解消、それができるといふふうに私は期待しております。

今の北九州市では、総合開発重点、こういうまちづくりでは住民の暮らし、福祉は守れません。私たちまちづくりは、自治体の役割というのは、住民が安心して安全に生活できる、こうしたまちづくりをぜひ市長は考えていただきたいというふうに思っております。

それから、介護保険についてですが、数字が出ておりましたけれども、もしこれを見直しのときに介護保険料に皆さんにこう還元するっていうんですか、安くできるとすれば、

大体幾らぐらいになるでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部長よりお答えをさせます。

議長（杉原 茂雄君）

是永民生部長。

民生部長（是永 勝敏君）

15年度末で介護給付費の準備基金が約1億5,000万円ございます。これを今の高齢者の1人当たりの保険料に換算しますと、月額で約400円ほど安くなるということになります。これは今第2期計画の1年次でございまして、あと16、17とあと2年間残っておりますが、これが計画よりも大きくなれば、当然基金の取り崩しができますし、17年度の見直しの際に基金の残高はどれだけなるかっていうのがまだはっきりわかりませんので、現在の時点においては1億5,000万円から計算しますと、月額約400円ということでございます。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

今後先ほどから出ておりますNPOのそういう青葉園の不正などもしっかり監視して、指導していただきながら、市民の皆さんが保険料も安くできるように最善の努力をしていただきたいと思います。

人権のまちづくりセンターについて質問いたします。

先ほど来から行財政改革ということで、保育所統廃合、それから人件費を下げたという出ておりましたけれども、この隣保館南町集会所、こういうところを廃止してやれば、行財政改革の推進、これを言ってるならここにまず手をつけるべきではありませんか、市長の所見をお伺いします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

一般質問の答弁でもお答えをいたしましたように、この隣保館なり集会所を含めて、まだ国との話し合いも残っているわけございまして、ここらあたりがきちんと整理をされた段階で、今後行財政改革等の中できちんとした配置等々含めて、検討させていただきたいと、このように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

人権のまちづくりセンター設置条例ということで第1条の目的というのがあるんですけども、それ読み上げませんが、それと隣保館運営要綱、これも私調べてみましたけれど、全く一緒なんですよ。なのになぜ人権のまちづくりセンターとまだそういう集会所二つが要るのか、本当がせないところなんですけれども、もう時間がありませんけれども、そういうところ是正を今後考えていただきたいと思いますが。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

経過がありますので、担当部長の方からお答えをさせます。

議長（杉原 茂雄君）

貞末市民経済部長。

市民経済部長（貞末 伸作君）

お答えいたします。

隣保館のことについてのご質問でございますけれども、中間市におけます同和問題というものは、全面的に解決したわけではございませんので、私ども人権という大きなくくりの中で、同和問題を含めて中心的に人権センターの中で取り扱っていくように考えておるところでございます。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

人権の問題につきましては、またいろいろとありますけれども、時間がないので、今後またいろんなところで質問させていただきます。

保育所の件なんですけれども、もう皆さんおわかりのように120名規模で175名の入所、もともとそれを建設するときには父兄、それから保母さん、いろんな行政も含めてしっかり審議がされてなかったんじゃないかと思うんです。

そういうことで、中間市の子育て計画っていうんですか、そういうものがないからそういうふう当初の計画どおりにはいかないという、こういう経過になったんじゃないかと思えます。

水巻町では、こうした水巻町児童育成計画と、きちんと水巻町独自の人口の推移も含めた保育所、その他もろもろのこともきちんと出してるわけです。こういう経過に基づいて子育て支援、充実を図るべきだと思いますけれども、それとあわせて、子どもたちがかなり私も視察行きましたけれど、基準は達してるということで聞いております。しかし、教室も小さくて、かなり窮屈な思いをしてるっていうこともあります。

それから、1歳児とゼロ歳児の部屋の間仕切りがないので、非常に保育もやりにくいと、こういう実際に始めたらそういうところも出てますので、しっかり現場の保母さんの意見も聞いて大切な子どもたちが本当にのびのびと過ごせるような、そういう対策をぜひ練っていただきたいと思います。

一応その答弁をお願いします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

いろいろ検討させていただきたいと思います。

議長（杉原 茂雄君）

ちょうど時間となりました。青木孝子さんの質問を終わらせていただきます。

.....
議長（杉原 茂雄君）

最後に、中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

私はいつも一般質問では3点ほど取り上げておりますが、今回はこの中間市の特定非営利活動法人ふれあいの家青葉園の問題がいかにも重大な問題ということで1点に絞って質問をさせていただきます。

私の議員活動25年の中で、1回の質問でこのふれあいの家青葉園の問題を取り上げた議員が中身の差こそあれ、5人も6人中いたということは、この内容の深刻さ、悪質な不正をどの議員も思って質問していたのではないかと思います。皆さん、質問を始めます。

中間市の特定非営利活動法人ふれあいの家青葉園の山本逸子代表理事が介護報酬約1億4,000万円を不正に請求していたとして、平成16年5月7日、この法人に報酬を支払った保険者である中間市や北九州市、直方市、飯塚市、宗像市、福岡県広域連合が悪質なNPO法人代表理事を詐欺容疑での告訴状を福岡県警に提出しました。

告訴状の内容によりますと、「福岡県警察本部に告訴状を提出する理由として、被害に遭ったのは広範囲の保険者であるため、所管の警察署では対応が難しいと判断した」、また「指定取り消しやそれに伴う不正受給の返還が避けられないと判断すると、すぐさま青葉園の施設を建設するために購入した土地などの保全すべき財産を平成16年3月25日と26日に娘の野呂徳子と息子の山本貴雅に所有権移転の登記を行い、返還を不当に逃れようとするなど、悪質であるため告訴に及んだ」と告訴状には書かれていました。

介護保険制度はご存知のように平成12年4月からです。制度発足以来刑事告訴をされたのは、全国広しといえども初めてのケースであります。このことは、中間市や市民にとっても不名誉なことです。

去る5月21日に市民の方10名が「不正を許さない市民の会」として市長、部長、課

長に直接お会いし、次のような申し入れをいたしましたので、おおむね読ませていただきます。

このたびニュースなどで報道された中間市の特定非営利活動法人ふれあいの家青葉園（山本逸子代表理事）が約1億4,000万円もの介護報酬を不正受給したとされる事件には、誠にあきれられるばかりでありました。

私たち市民は、高齢化時代に向け、介護保険料も年金や少ない収入の中から誠実に納め続けております。ゆえにこのような行為に心から憤りを覚え、保険料納入の義務を返上したいとさえ思います。

また、青葉園は単に詐欺を働いたばかりでなく、たくさんの市井の人の奉仕や献品等を募り、事業を立ち上げております。重ね重ねの善意を踏みにじる行為は許せません。

このたび中間市は5月7日、この業者を北九州市、直方市、飯塚市、宗像市、福岡県広域連合と一緒に刑事告訴されたことは当然のことですが、私たち市民は福祉を食い物にするこの業者に鉄槌が下ることを期待しています。

今後どのように不正をただし、回収されたかを市民に詳しく情報公開をするとともに、更にこのような詐欺や不正が通らないように再発防止に取り組み、介護保険事業の信頼回復に努力され、保険者としての責任を十分に果たされますよう強く要求し、申し入れます。このように申し入れをしたところでございます。

悪質な事件が社会的に報道されたのは、皆さんの中では私も含めて3月25日、今日まで約3カ月間近くになりますが、業者はもちろん中間市当局も中間市民にいまだにこの申し入れ書でも指摘した内容での保険者としての責任を果たしておらないのではないのでしょうか。保険者としての責任、対応を明確にしていきたい。それは第二、第三の山本をこの中間市からつくってはならないこと、全国の皆さんが見守っているのではないかと思います。明確な答弁を求めて、1回目の質問を終わります。

そして、これは後ほど質問いたしますが、山本逸子に関して広報や新聞が報道した記事です。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

中家多恵子議員のNPO法人「ふれあいの家青葉園」山本逸子代表理事が介護報酬約1億4,000万円の不正受給について、「保険者としての責任、対応を問う」というご質問にお答えをいたします。

結論から申しますと、これまでの議員のご質問にお答えをしておりますように、現時点での福岡県、中間市の対応は対応がまずかったとは思っておりません。現行の法律を国が定める中で、それぞれ精一杯対応してきていると考えます。

もっと早い段階で対応ができなかったのかとのご指摘だと思いますが、NPO法の特殊性に疑わしきは罰せないという法の精神から、一つの法人の不正を確実なものにし、指定

取り消しや介護報酬の加算金も含めた返還を命令するには、慎重にも慎重な対応が必要であり、時間がかかることはやむを得ないと考えているところです。

現在、介護保険課では、適正化対策を行っていますが、この中でケアマネージャーやサービス事業者の介護保険制度の理解が不十分なため、故意ではないが結果的に介護報酬を多く請求している事例は少なからずあります。

このような場合は呼び出して指導を行い、過誤調整という自主的な形で調整していただいております。介護保険は人対人のサービスが基本であるため、サービス内容も豊富で、どこまでが保険給付の対象になるかなどの疑義は現在でも絶えません。そのため不正受給と断定するのは、非常に難しい状況があります。

平成15年12月末で全国における指定取り消しは201件となっております。このうち刑事告訴を行ったのは全国で初めてであり、こういう毅然とした対応をとることによって、他の事業者に対する警告になれば幸いだと思っているところでございます。

法人の監督権や介護保険の指定業者の監査権や指定取消権が福岡県にあるのですが、福岡県保健福祉部介護保険課の指導監督を行う係には、係長を入れて8名しか職員がおらず、県内5,000余りの事業所を指導、監督することは難しいと考えています。

このような状況が全国的にあるため、指定権限を含んだ監査権限を各保険者に委譲しようということが厚生労働省で議論されていることを聞いております。しかし、福祉サービスを民間に広く開放したことにより、多くの民間事業者が参入してきていますし、今後も増え続けることが予想されます。

一方で行財政改革をどこの自治体も行い、職員数を減らしている中で、権限だけが委譲されても対応には限界が生じるため、国を挙げて抜本的な解決策を見つけなければならないと考えています。

いずれにいたしましても、保険料や税金で運用している以上、現在の適正化対策をしっかりと行えるよう人員配置も含め、早急に検討し、市民の信頼を回復しなければならないと決意をしている次第でございます。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

NPO信条にて、NPOを買いかぶっていらっしゃるんじゃないでしょうか。これは高齢社会をよくする北九州女性の会のパンフレットでございますが、この中でNPO法人が運営している事業所の割合が他の法人種別に比して、著しく不正をやる傾向が高いというふうにもうたっておるわけです。このNPOはこちらにおきまして、まず中間市のこの山本逸子、ふれあいの家青葉園にお支払いした給付金、皆さんお金ですが、保険料、税金ですが、総額でお幾らになっておりますか。

そしてまた、全体でこの6保険者は告訴したわけですが、6保険者各自治体が支払った、

山本逸子にですね、金額についても教えていただきたいと思います。

時間の都合でぱっぱと答えていってください。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部長の方からお答えをさせます。

議長（杉原 茂雄君）

是永民生部長。

民生部長（是永 勝敏君）

介護保険スタートした12年4月から昨年の12月までの間、中間市が青葉園に支払った金額の総額は2,674万6,807円でございます。これは午前中の市長の答弁の中でご報告しております。

それと6保険者全体の支払い金額でございますが、これはあと5保険者については、私も調査しておりません。北九州市なんかはかなりの金額になりますので、これを調査するにはまだ時間もかかるように聞いております。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

部長、私は朝から4人の方がずうっと質問して、同じ答弁をそれぞれなさっているようにお見受けしますけれども、やはり私は一番福祉を食い物にした業者が問題だと思っておるわけです。（「そう、そのとおり」の声あり）

しかし、その業者がこういうことの結果ですよ、結果、中間市が今後第二、第三の山本をつくらないためには、山本にどれだけのお金を払って、どういう形で不正をやられたかということは、少なくとも今日までに調査すべきであって、今部長は、この資料を調べるのには大変だと答弁されたばかりです。

難しいことはありません。私はこの足で調べました。中間市についても一体どれだけの支払いをなさったんでしょうかとお尋ねしたけれども、一つ一つ探すのは大変だという答弁だったんです。そして、私は情報公開で求めた。

そしたら情報公開で出てきて、その内容のでたらめさ、そしてまたほかの自治体にも足も運びましたし、電話でもお尋ねしました。快く調べてくださいました。その場で数字も調べてますっていうふうな形で教えてくださったわけです。

私は、少しはこの行政の皆さんがそれぞれ忙しい仕事をしていることは十分わかっております。議員をこれだけ務めてくると、行政の人たちの心もわかります。しかし、私は職員の方を見たときに、この方は本当に真摯に仕事をしているのか、どこかで手抜きをして

るんじゃないだろうか、そういうのを私の目でずうっと見ております。私の見方が間違っているときもあろうかと思えます。そのときにやはり誠実に答えてほしい、そういう質問をしたときに、そしてまた今回別に介護保険だけを指して私は言ってるわけではございませんから、部長。

そこで、私が調べた金額は何と2億1,190万5,836円です、6保険者が払った金額。そして、不正額として出たのが1億3,949万9,307円がこれ告訴の内容です。

そして、中間市は不正割合45.6%、直方市が59.4%、北九州市の職員は8割やられましたと、そうおっしゃられました。72.8%です。飯塚市52.3%、宗像市99.5%、正しかったのはケアプランの1件だけでしたということなんです。広域が70%やられてるわけです。

そして中間市、中間市の資料を見ますと、下大隈でまず始めた事業所、これはバリアフリーもできていないので不適合ということで、12年度末には中止っていうんですか、休止になってますが、ここでまず支払額を89万2,755円、不正額89万2,755円、100%も不正をやっているわけです。北九州市もここで100%の不正であったことが私の調べた報告の中にあります。

そして、居宅介護支援事業、平成14年5月1日から始めてますが、これが14年中間市すべて不正でした、100%、58万7,100円。そして、次に訪問介護事業、これ13年度の5月から開始しておりますが、これも100%不正、これが中間市での実態だったわけです。

よもや職員の方もこれだけのことをやられるとは思ってないでしょうし、幾ら県が許認可権をとって 県に責任があるとおっしゃられましても、かつてこの議会の中でいつも介護保険のことについて質問もされております。保険料を納めたいけれども納められない、減免ができないだろうか、利用者のことに心打たれておりますが、こうした質問の中で利用を不正にしてもらってはならないという過去の質問の中で、「ケアプランをチェックしてます」ということで市長は答弁されたことも過去にあります。

恐らく私はこの山本逸子さんっていうのは、中間市が何度も何度も指導に入っても本人が応えなかったんじゃないだろうか、開き直るといふか、だからもう行政を何とも思っていない業者ではなかったかと思えます。ここにいらっしゃる議員さんも、幾人かやっぱり騙されたと聞いております。福祉に協力してほしいということで、いろんな形で協力した議員が言う、そして今日傍聴者の中、そして傍聴に来られてなくても、何とか高齢化の時代を中間市民が助け合ってやっていこう、そういう思いでさまざまな奉仕活動をして、その結果裏切られたわけです。

そして、中間市は先ほど市長はリアルタイムでも報道してます。告訴という社会的なことでも、あれを残したと、告訴ということで。ですから、中間市独自ではっていうようなこともおっしゃられましたけれども、私は今こうした声なき声で奉仕活動をした方、厳し

い状況の中でこの保険料を納めてる、保険料を納めてもサービスが受けられないでいる人たちのことを思えば、この業者を名指しでしなくても、それなりの広報での訴え方があるんじゃないでしょうか。（拍手）

それは、介護保険の課の方たちがどんなに忙しいか私はわかっています。わかる以上に皆さんの厳しさっていうのは大変だと思います。なのに中間市は一片のこともいまだにしてない、告訴でもって終わった問題じゃないわけです。市民の方々にこれからの時代ボランティアが必要です。ボランティアの心を取り戻すためにも、中間市が謝るべきは謝れば、根本的な責任は政府にある、その他もろもろにあると皆さんお思いになるはずなんです。

これは、山本逸子について不正で報道した記事じゃないわけですが、まず99年介護保険の始まる前の年の9月、敬老の日の特集がありましたが、一面トップの表紙が「ふくしネットワーク杏の里」で、これ表一面山本逸子の宣伝なんですよ、杏の里。

そして、これまた大新聞を使って、売り込んで、福祉村目指し引っ越し、介護ホーム青葉園、資材の送り先はここですって行って現職議員だった同居してる山本宅に届けてもらうとか、そういうことがここに新聞にちゃんと書いてるわけです。こうすれば全国からいろんな人が、善意の方たちがここに集うのはもう当たり前です。

そして、介護保険の始まる2カ月前、「尊厳を侵さず、心一つに」、これもほかの新聞社が取材しているわけです。

そのほか中間に福祉の店を開く、これも新聞で報道して、高齢者、障害者が働ける場に、益金は介護施設資金にしたいと、平成9年7月2日、このお店は2カ月ぐらいで閉鎖しております。そして、トイレにまで募金をお願いしますという箱を置かれてた。

もともとの、そしてまた女性ネットなかま広報紙、これは役所がお手伝いして広報つくる。ここの中でも彼女は、皆さんの投稿をお待ちしていますと、下記の広報担当までお願いしますということで、山本逸子、砂山1組と、こういう形で出てる。

そして、さらには昨年の7月、NPO法人、ご存じですか、中間ってということで、NPO法人の語源から書かれて、何とここにまた山本逸子が登場しているわけです。もうこのときは告発された後なんです。こうして山本逸子は、こんなに役所に後押しされた業者は、業者NPOが多いといえども、こういう業者っていうのは、珍しいんじゃないかと思いません。姿を変え、形を変え、そしてまた県の責任とおっしゃられますけれども、これは議員の私たちもいただいたですよ。15年4月1日、「いつまでもこのまち、この家で」というガイドブックです。これが山本逸子は、呼び捨てして失礼ですけど、代表理事山本逸子。NPOヘルパーサービスアオバと事業所の特徴、ボランティア団体より移行で、常にその気持ちを忘れない。老いても、障害を持っても当たり前に分らしく、普通に暮らしていきたいという理念を持って日々活動しております。デイサービス居宅事業所、グループホーム等サービス内容を広げていますということで、中間市がこれだけの紙面をとってしてる。そして、ケアプランについても、またここで宣伝してあげてる。これは事業所と

して出したところを北九州も含めてこんな立派なことをしているわけです、出してるわけです。

私は残念なのは、中間市ができること、このパンフレットがどうして今なお福祉のところで住民が持って帰られるようになさっているんでしょうか。いち早くこの項については、取り消すことができたんじゃないでしょうか。

それから、中間市の高齢者総合保健福祉計画第2期が15年3月に出ました。この中でもふくしの里・杏っていうのを語って、中間市ボランティア連絡協議会「もやいの会」名簿14年4月1日っていうことで、移送介助、在宅介護、訪問介護、山本逸子ということで載っているわけです。

ですから、こういう雑誌があれば、ここの欄は直ちに消すとか、そういうことになぜどの職員も気がつかないかということが私は残念なんです。

だから、国の責任とか県の責任、私はわかっているつもりなんです。身近なことで直ちにできることをなさない。市民に対して、市民が役所に抗議をしないとかじゃなくて、市民は至るところで心を痛め、そして傷つけられ、そして介護保険を支払うことに対するちゅうちょ、しかし払わなければペナルティーを受ける、払えないっていう抵抗すれば、今度自分がサービスを受けるときには、お金をたくさん払わないといけないシステムになってわけです。

ですから、例えばデパートで品物を買ったときに、店員さんの数が少なかったから、キズ物を渡してもそれはわかりませんじゃ済まされないわけじゃないでしょうか。民間の企業は、やはり責任者なるものが表に出て謝罪をしているわけです。

ですから、やはり広報なりで、テレビや新聞ではそりゃ告発という形をとりました。しかし、中間市から起きた業者ですから、広報等でそれなりのことを市長としての見解をお出しにならなければならぬんじゃないかなと、それが一日も早い信頼回復につながるし、行政に対する市民の信頼につながってくるんじゃないかと思いますが、市長いかがでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

中家議員と同じように心を痛めてるわけですし、さらには冒頭言われましたように、NPOという法人を買いかぶっていたっていうか、そういうやっぱり反省もしなくちゃならないこともこれまた事実でございます。

したがって、今中家議員が言われるように、今後広報紙等使う中で今日のありようっていうのは議会だよりも含めて今後あるわけございまして、そういった中でも十分精査をしながら考えていきたいと思っておりますし、さらに今後刑事告発をしたわけございまして、どの程度まで山本逸子代表の、いわば不正が警察なりそういったところから出るっ

ていうか、出されるのか、大変心配をしてる面もありますけれども、そういった問題についても情報公開等々を通じながら、前広に出していきたいと、このように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

今市長の答弁によりますと、議会広報が出るっていうことを何かおっしゃられた。そりゃ議会は市議会広報として出ると思います。しかし、市としてやはり山本逸子云々じゃなくて、市民の方に不審な点とか思うところがあればご自由にお電話ください、ファクスくださいと、そういったことを何も山本逸子の不正がこうこう、こうこう書く必要はないと私は思うわけです。

ですから、介護に受けるためのやっぱり税金を預かって、サービスを提供する業者を選ぶこととか、そういうことを記事にしてほしいわけで、告発は告発で別ですから、それはできるはずですが、できませんでしょう、そういうことは。お約束できますね。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

できるようにしたいと思っています。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

したいということは、されるっていうことで、はい、一日も早い時期にそれをしてください。

そうしないと、こうした皆さんに与えた影響は、このまま皆さんの脳裏に残ったままになっているわけなんです。そして、また先ほど午前中の質問の中で、植本議員がこの山本逸子氏が今も形を変えた方法でやってると。指定業者は取り消されましたけれども、形を変えた形でやってるっていう質問されましたよね。

そういうしたときに、部長の方から廃止後もボランティアをやってると聞いているっていうふうに答えられました。私は聞いてるんじゃないで、現実「えぶり」で形を変えてやってるんです。ですから、そこにやはり調査に行く、そういう答弁が欲しかったわけです、ほかの人の答弁を聞いてまして。まず、私たちができること、行政ができることは、いろんなところに足を運ぶ、それは介護保険だけのことを私はきょう言ってるわけじゃないんです。現場を踏んでください。事が起きてから行ったんじゃ相手は構えるわけです。

だから、日ごろからご苦勞をねぎらって、行政と関係のある事業所には行くことによってその悩みも聞かれるし、新しいものも持って帰られるわけですから、そういうことを日ごろして、そうすることが何よりもこれは行政にとって大切なことではないかと思いま

すので、調査があればやっぱり今回の100%の不正だって防げたんじゃないかな。足を運んでいるとは思いますが、山本逸子さんっていう性格を私がかいま見たときに、なかなかこの方は福祉をされる方ではないと、私にも何度も声かけがありましたけど、私はどうしても山本さんっていう方を信用できなかったわけでございます。

やっぱりそういうのの本当の福祉をする人かどうかを見抜く力を……。 (発言する声あり)

それで、ですからもう「えぶり」で既にご自身が参画して、やってるわけです。ですから、この事業っていうのは、病院だったら病院の医者の特権を剥奪されたらもう後事業はできないんですけど、これは名前を変えればいろんな形でできていくわけです。

そういうことですから、広域連合の方たちもまたあきれていらっしゃるということを私は耳にしていますし、「えぶり」でもやられてるわけです、もう既に形を変えて。

ですから、すべてにおいてこれは議会も同じではないかと思えますし、今回のことが先ほど午前中の質問で親族とはいえと言われましたけれども、やはり同居した親子関係で、現職の議員がいらっしゃって、そして現職の議員のときに財産を生前贈与を受けると、その財産約500坪近いわけですが、去年の9月に買った土地、9月に買った土地が3月の二十四、五日ぐらいには、先ほども言いましたように、現職である議員とか娘に贈与されたりしてるということを見たとき、本当に議会議員としても恥ずかしいし、やはり議会にしても、行政にしてもこれを機会にやっぱり現地に足を運ぶという、それを肝に銘じなければならぬんじゃないかと私は今思っているところです。

本当不正額っていうのは、直方でも平均59.4ですけども、あれですよ、もう細かく時間的にありませんから言われませんが、本当にひどい状況で、「えぶり」の痴呆性の老人を預かるころなんか、北九州は85%が不正であったと。だから北九州が払ったお金は1億900万円超して、1億1,000万円なんです、総額で。

ここで尋ねたいと思いますが、去る4月13日、県の課長、その他参事、指導係長が来て、そして市役所では市長を除く助役、総務部長、民生部長、介護保険課長等も参加して、私も参加したんですが、その中で県に対して杉原議長が質問されてましたが、当時山本議員の件で、組織名簿に載っている出勤簿、賃金支払簿、山本氏の名前が載っていると、事業にかかわっていたと考えられるという答弁もしておられましたけど、部長、間違いありませんよね。

議長(杉原 茂雄君)

是永民生部長。

民生部長(是永 勝敏君)

当時、県の介護保険課長が参りまして、そういった説明をいたしております。

議長(杉原 茂雄君)

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

それから税務課にお尋ねいたします。

私はこの事件があって、税務関係はどうなっているんだろうかと思って質問をしたところ、この席にいらっしやらない職員から「いや、NPOですから税金はいただいておりません」と、そういうこと何度も聞き直してもそういうふうな答弁をいただきました。

しかし、私はNPOといえども、税金の対象になるんじゃないかなと、そういうことで鳥井課長にも何度か足を運んでお尋ねしましたが、やはりこれは税金をいただかなければならなかったということですよ、そうですね。

議長（杉原 茂雄君）

鳥井税務課長。

税務課長（鳥井 政昭君）

おっしゃるとおりでございます。NPO法人も基本的には課税されますので、税金を払わなくてはいけないことになっております。

ただし、本市の条例で収益事業を行わないNPOについては、減免ができるという規定がありますので、収益事業を行ってない特定非営利法人については、減免措置がとれます。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

わかりました。結局課税対象の認識の甘さがあったということに値しますよね、そういうことでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

鳥井税務課長。

税務課長（鳥井 政昭君）

私はそういうことになろうかと思えます。一応NPO法人については、1条で公益の増進に寄与することが目的だということでしたので、公益の増進ということになりますと、税法上も課税免除とか、そういった取り扱いできるようになってますので、当然NPO法人としてはそういう措置がなされているものというふうに理解してましたので、中家議員おっしゃるように、その後いろいろ調査しまして、課税されるということがわかりましたので、今対応しているところでございます。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

先ほどちょっと他の職員にお尋ねしたら、この2億1,190万円、確かに市民の税金、

介護保険料から山本逸子さんの手元に渡っているわけですが、総額で。これについての税金の納入はいまだにないんじゃないかと思いますが、いかがですか。

議長（杉原 茂雄君）

鳥井税務課長。

税務課長（鳥井 政昭君）

今納入はあっておりません。ただ法人税割については、国の方から書類が来まして、それに中間市の税率を掛けるというのがシステムになってますので、一応そういうふうな形を今まではとっております。

しかしながら、今回については本人に対して申告してくださいという要請をしておりますので、申告書の提出があるものというふうに思っております。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

私は最後に、介護保険の不正監視を強化してほしい。しかし、サービスを受けられる方に対してそれをなくするようなことではなくて、真剣にやっぱり本来なら業者というのは午前中にちょっと他党派の議員の質問で、聞き漏らすような、聞いたようなところがありました。利益が上がらなかつたら不正があるっていうか、何かそういうようなちょっと私にとっては納得のいかないような質問されてた項がありましたが、利益があろうとなかろうと、それは事業をする者としては、事業しない者にしても不正をやってはならないというのが人間の生きる生き方じゃないかと思うわけです。

そこで、やはり大変ではありますよ、介護保険の仕事、次から次に複雑になってきますし、高齢者は増えていっていますので。しかし、お一人お一人の本当税金が血の出るような税金だということを公務員の方は考えて仕事をしていただいていると思いますが、これを機会になお一層そういう立場で真摯な仕事をしていただきたいと思います。

そして最後に、下大隈の小南さんの家が出発点だったと思いますが、この家をお借りに来的时候に、社協の職員が「おたくには借家があるようにあるから、貸してあげられませんか」と、そういう形で出発したということをお家主さんから聞いてるわけです。

ですから、中間市がもう最初から本当に支援をしてたっていうか、やっぱり誠実な業者と思って支援されたんだろうとは思いますが、その結果が今日もこういう形で出てくるわけですが、この借りてた家を私先日も見に行きましたら、水道局長、水道メーターが放置されたままなんです。撤去してないんです、メーター器を、はい。

それはなぜかと言えば、私は平成11年にも平成7年にも水道の不正配管、不正給水で質問をしたんです。そしたら、……

議長（杉原 茂雄君）

時間になりました。

議員（1番 中家多恵子君）

いや、まだある。そういう中で……

議長（杉原 茂雄君）

まだない、ゼロ。

議員（1番 中家多恵子君）

十分反省をしてますっていったら、水道メーター器を撤去してない放置している部分がありますので……

議長（杉原 茂雄君）

中家議員さん、そこで終わってください。

議員（1番 中家多恵子君）

そういうところは直ちに改めていただきたいと思います。

議長（杉原 茂雄君）

以上で一般質問を終わらせていただきます。

日程第2・第29号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第2、第29号議案中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第29号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第29号議案中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。ただいま議題となっております本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3・第30号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第3、第30号議案中間市男女共同参画プラン策定委員会設置条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第30号議案は、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより第30号議案中間市男女共同参画プラン策定委員会設置条例を廃止する条例を起立により採決をいたします。ただいま議題となっております本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4・請願第1号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第4、請願第1号緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める請願を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。久好勝利君。

議員(7番 久好 勝利君)

全日本建設交運一般労働組合福岡県本部八幡支部から提出されております緊急地域雇用

創出特別交付金の継続・改善を求める請願について、提案理由の説明を行います。

長引く不況のもとで、雇用・生活不安が拡大しています。その上、連続して年金、医療、介護などの社会保障制度の給付削減と負担増によって、生活が苦しいと感じている人が急増し、自殺者は1年間で3万人、1日100人以上にのぼっています。

こうした中で、失業者就労事業として政府は、1999年10月から2002年3月まで2年半に30万人の雇用を目標に、2,042億円の予算をつけて、緊急地域雇用特別交付金の事業を実施しました。

政府の雇用施策の中で最も実績が上がったのがこの事業です。政府は当初2001年度で打ち切る方針でしたが、地方議会での意見書採択が大きな力になって、2002年1月から2005年3月まで3年3カ月の期間で、予算は当初3,500億円、その後400億円を追加、雇用目標を50万人に拡大して緊急地域雇用創出特別交付金の事業を実施しています。

この事業は、地方自治体が雇用の機会を創出するために、地域の実情に応じて実施する環境、教育、文化、地域振興などの事業に対し、その経費の全額を国が交付するものですが、現在の雇用状況から見て予算が少ないこと、雇用期間が6カ月などの弱点を持ちながらも、失業者のつなぎ就労としての役割を不十分ながら果たしています。

ところがこの交付金事業は、2005年3月に終了し、政府はその後の対応策について明確な方向を示していません。交付金事業を最初に実施した1999年の完全失業率は4%台でしたが、現在は5%台、完全失業者は350万人以上にのぼり、雇用失業情勢が好転する状況にはなく、今後一層悪化することが予想されます。

この交付金事業を、失業者に対する就労対策事業として継続して実施されるよう、国に意見書を提出していただくよう請願するものであります。

ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております請願第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより請願第 1 号緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める請願を起立により採決をいたします。本案は採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、請願第 1 号はこれを採択することに決しました。

日程第 5 . 会議録署名議員の指名

議長（杉原 茂雄君）

日程第 5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 7 6 条の規定により、議長において山本慎悟君及び片岡誠二君を指名いたします。

議長（杉原 茂雄君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会をいたします。ご苦労さまでした。

午後 2 時 56 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 山 本 慎 悟

議 員 片 岡 誠 二

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員